

目 次

令和2年6月19日（金曜日）

議事日程（第2号）

議会運営委員会委員長報告	23
開議（午前9時30分）	23
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	24
（総務建設常任委員会）	24
（教育民生常任委員会）	26
委員長報告に対する質疑	27
（総務建設常任委員会）	27
（教育民生常任委員会）	28
一般質問	28
5番（岡野能之君）	28
7番（高橋正博君）	34
6番（岡本経治君）	37
休憩（午前10時40分）	46
再開（午前10時50分）	47
2番（鈴木美香君）	47
1番（茂木邦夫君）	52
休憩（午前11時44分）	65
再開（午前11時55分）	66
8番（福本耕太君）	66
休憩（午後0時36分）	80
再開（午後1時45分）	81
討論、採決（議案第1号～議案第7号）	81
議案の上程、提案理由の説明	85
（議案第9号、議案第10号）	
提案理由に対する質疑	86
（議案第9号、議案第10号）	
討論、採決（議案第9号、議案第10号）	86
休憩（午後1時57分）	88
再開（午後2時11分）	89
議会運営委員会委員長報告	89

議事日程（第 2 号追加 1）

三枝邦彦町長に対する不信任決議（発議第 1 号）	9 0
発議第 1 号に対する質疑	9 1
討論、採決（発議第 1 号）	9 3
三枝邦彦町長に対する問責決議（発議第 2 号）	9 6
発議第 2 号に対する質疑	9 8
休憩（午後 2 時 4 0 分）	1 0 0
再開（午後 2 時 4 3 分）	1 0 0
討論、採決（発議第 2 号）	1 0 1
議員の派遣	1 0 4
閉会中の継続調査申出	1 0 4
閉会（午後 2 時 5 3 分）	1 0 4

令和2年6月19日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	総 務 課 係 長（須浪博文）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和2年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月19日（金曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第2号 令和2年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第3号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 6 議案第4号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 土庄町新・健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 9 議案第7号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 第12 議員の派遣について
- 第13 閉会中の継続調査申出について

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議員席、執行部席、傍聴席の座席につきましては、間隔をあけて、着席していただくことにいたしましたのでご了承をよろしくお願いいたします。

また、議場内におきましてはマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。傍聴席の方にもお願いをいたします。マスクの着用をお願いをいたします。

また発言の際は、マスクを着用したままでお願いしたいと思っておりますので、聞き取りやすくはつきりにご発言のほうを気をつけるようお願いを申し上げます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

開議に先立ちまして、本日 8 時 45 分より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等につきましてご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日 8 時 45 分から委員会室におきまして議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 9 号 令和 2 年度一般会計補正予算（第 4 号）及び議案第 10 号 工事請負契約の締結についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 2 号のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長からの報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしく願い申し上げます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

付託議案について、各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係等議案について、6 月 17 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について各所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より議案第 1 号 一般会計補正予算の所管部分について、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び働き方改革の一環として、県が行っている在宅テレワークシステムと同様のシステムを導入するため、専用回線による通信ネットワーク構築業務委託料やテレワーク用パソコン 10 台分など 290 万 9 千円を増額補正すると説明がありました。

また、災害対策事業では新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、消毒液、体温計等の購入費用 132 万円を補正すると説明がありました。

次に、議案第 3 号の土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、令和 2 年度実施の 4 事業について整備計画を変更し、辺地債を借り入れる予定であるとの説明がありました。

委員から、在宅テレワークの月額使用料の積算内容と今後台数を増やしていくのかとの質問があり、執行部から使用料は回線数と使用量等により変動する。台数については、コロナ対策に限らずいろいろな場面でテレワークが必要になってくることを想定している。まずは 10 台でモデル運用していくとの説明がありました。

次に、企画課の議案第 1 号 一般会計補正予算の所管部分について職員給与費は、新型コロナウイルス関連の町独自支援策の財源を確保することを目的とした町長の給料の減額です。

少子化対策費の基金積立金は、新・かがわ健やか子ども基金県補助金を新・

健やか子ども基金に積み立てるものとの説明がありました。

次に、議案第 4 号 土庄町長の給与支給条例の一部を改正する条例については、令和 2 年 7 月から令和 2 年 12 月までの町長の給料月額を 20%カットしようとするものです。

議案第 5 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、国に準じて新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための改正であると説明がありました。

議案第 6 号 土庄町新・健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例については、新・かがわ健やか子ども基金補助金の対象となる事業の円滑な実施に資するための条例を制定しようとするものとのことです。

委員から、議案第 4 号について特別職報酬審議会には、最初何%の減額を提示していたのかとの質問があり、50%減額を提示したが他の自治体や資料等も参考にした結果、50%は大きすぎる 20%が適当との答申があったという回答がありました。

次に、農林水産課の議案第 1 号 一般会計補正予算の所管部分について、豊島食プロジェクト推進事業は、地域おこし協力隊の報酬額と期末手当の変更により、38 万 2 千円の増額、グリーンツーリズム推進事業については、農林漁業体験民宿の経営者に対し、消防施設整備支援を行うもので 135 万円の増額との説明がありました。

また、県営土地改良事業については、令和元年度の繰越事業の負担金として県営農村地域防災減災事業を行っている豊島家浦の家浦 2 号水路と山田池の負担金 786 万 8 千円、県営中山間総合整備事業を行っている北山地区の農道平木西条の負担金 366 万 7 千円となっているとのことです。

林業振興費については、地域おこし協力隊の報酬額、手当額の変更に伴う増額、また備品購入費、需用費等の予算の組み替えに伴う補正予算であるとの説明がありました。

次に、商工観光課の議案第 1 号 一般会計補正予算の所管部分の主な補正として、温泉観光振興補助金 280 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている小豆島温泉観光振興協同組合へ補助をしようとするものとの説明がありました。

また、小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業 553 万 6 千円は、TVアニメ「からかい上手の高木さん 2」を活用した観光施策に要する費用を計上するものであると説明がありました。

委員から、小豆島温泉観光振興協同組合に補助を行う理由について質問があり、執行部から町の基幹産業であるホテル等が倒産すると多大な影響が出る可能性があるため、緊急支援策として補助するものであるとの回答がありました。

また、「からかい上手の高木さん 2」を活用した事業について、観光客がどれだけ増えたかなど費用対効果を測定してほしいといった意見がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果全ての案件について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

失礼いたします。

傍聴人の皆さまにお願いを申し上げます。

マスク未着用の方がいらっしゃいます。申し訳ございませんが、趣旨をご理解のうえ、マスクの着用をお願いいたします。

続けます。

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例関係等議案について、6月17日に委員会を開催いたしましたので、その結果について所管課ごとに報告させていただきます。

まず教育総務課より、議案第1号 一般会計補正予算の所管部分の主な補正として、私立保育所、公立認定こども園、放課後児童クラブに、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要なマスク、消毒液、体温計、空気清浄機などの購入補助を行う。財源は、全額国費であるとの説明がありました。

次に、教育振興事業の8,924万3千円は、GIGA スクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するものとの説明がありました。

また、中央学校給食センター運営事業37万3千円は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための臨時休校とした期間の牛乳やパンの違約金など、給食原材料補償金であるとのことでした。

委員より、GIGA スクール整備事業に関し導入にあたって、技術面・ソフト面における入念な検討をしてほしいという意見があり、執行部から県からのガイドラインを踏まえ検討するほか、先進地の視察なども考えていくとの回答がありました。

続いて生涯学習課より、議案第1号 一般会計補正予算の所管部分について、土庄町総合会館の使用料還付金45万1千円は、前年度に使用料を納付済で、新型コロナウイルス等により使用がキャンセルとなった場合の払い戻しをするものです。

また、地域おこし協力隊が会計年度任用職員に移行したことにより報酬と期

末手当を増額補正するとの説明がありました。

続いて健康福祉課より、議案第 1 号 一般会計補正予算の所管部分、議案第 2 号 福祉サービス事業特別会計補正予算及び議案第 7 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について説明がありました。

一般会計の障害児通所支援事業 44 万 6 千円は、新型コロナウイルス感染症による学校休校のため、障害児通所施設の利用が増えたことによる給付費等を補助するもので、国費 10 分の 10 です。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業 77 万 2 千円は、マスク、消毒用エタノールなどの消耗品の購入費用や啓発用ポスターの印刷製本費及び公共施設に設置する非接触型電子温度計 13 個を購入する費用です。

また、一般会計及び福祉サービス事業特別会計において、新型コロナウイルス感染症患者等への作業に従事した職員に対する特殊勤務手当及び報酬を 1 日につき 3 千円計上しています。対象者は、保健師やヘルパーとの説明がありました。

続いて、議案第 7 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険料の減免について規定するため、附則の改正を行うものとの説明がありました。

次に住民環境課より、議案第 1 号 住民環境課所管部分については、太陽光発電設備設置工事における監理委託料として、651 万 4 千円を工事請負費から組み替えるとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

5番岡野です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき2項目4点質問いたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染拡大により営業自粛、取引先の減少、来島者の減少により土庄町内の多くの事業者が影響を受け、事業継続の危機にさらされています。国では、雇用調整助成金、持続化給付金等さまざまな支援策が出されておりますが、持続化給付金の対象要件としては、前年同月の事業収入が50%以上減少した事業者となっており、県、町の上乗せ給付の要件も同じ条件となっております。今後事業者が事業を継続していくには、事業収入が20%以上減少した事業者など給付する形を考え、減少率を下げた支援が必要だと思っております。

香川県下では現在、4市3町の自治体が事業者収入減、事業者の収入減少率、経営規模に応じた支援策を講じております。今後土庄町内でコロナ禍により事業の継続が難しい、または、廃業に追い込まれる事業者が増える可能性があると思っておりますが、土庄町の支援策はどのようなことを考えているかお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客の急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受け、事業収入が大幅に減少している町内の事業所やフリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となるように事業全般に広く使える土庄町中小企業等支援臨時給付金を国の持続化給付金制度に上乘せをする形で交付しております。

また対象としましては、町内約 1,200 の事業所のうち、約 4 割にあたる 500 事業所程度を今、想定しております。この支援策は、国のスキームに合わせて、国に提出した書類がそのまま使える、利用できますので、事業者の申請時の手間を省き、かつできるだけ早く事業者の皆さまに給付できるというメリットもございます。

そのような中、新型コロナウイルス感染対策につきましては、各方面からさまざまな要望もいただいておりますので、議員ご指摘のように、より多くの事業者が対象となるような新たな支援策を緊急経済対策として打ち出せるように早急に検討してまいります。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

はい。ただいま課長より、早急に検討していただくというような答弁をいただきました。そこでですね、4 割程度の方が持続化給付金の対象になるという予測なんですけれども、全体の中で産業別また事業者に対しての事業収入の減少率等の調査はされていますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員の質問にお答えします。

宿泊施設等につきましては、4 月あたりにアンケートを取りました。その中で何%減でありますとかいうデータはいただいておりますけれども、その他職種につきましては現在のところアンケート等は実施しておりません。はい。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

はい。やはり宿泊施設以外もですね、しっかりした数字を行政のほうで把握していくということも必要だと思われまます。早急にですね、やっていただきますようお願いいたします。それでまた、経済対策として私が打ち出している理由と

してですね、やっぱりいろいろな国の GoTo キャンペーンに合わせた支援施策だとか、それとか商品券の発行だとかいろいろ考えられるんですけども、まずもって事業者に対して支援していかなければ、消費先がなくなるという可能性が多大にあると思います。そういうところで、もう一度念を足しますが、持続化給付金の減少率の割合について考えていただけますかどうかお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員ご指摘のように支給要件をですね、下げるなりそのあたりの検討を十分にさせていただきますので、早急に検討してまいります。よろしくお願ひします。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

明確な答弁をいただきました。

ほんとに4月、5月にですね、香川県下では136名の方がコロナ禍の影響かどうか分かりませんが、解雇されております。そういうところも踏まえてですね、早急に検討していただくようお願いします。

2点目に移ります。

現在、コロナ禍によって苦しい状況の中、営業されている介護施設、観光施設、飲食店等多くの事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を行っておられます。介護施設については、マスク、消毒液等、観光施設、飲食店等については、飛沫防止のための間仕切りの設置や換気設備等を設置しながら営業をされています。売上が激減している中、対策費用を捻出するのは、事業継続が厳しくなることも予想されます。土庄町においての各事業所に対しての新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる支援策を検討しているかどうかお伺ひします。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている町内の事業所が、新しい生活様式に取り組むと同時に、今後も感染リスクを抱えながら事業を継続していくためには感染防止対策としては、アルコールなどの

消毒液やディスポ手袋、マスク、フェイスシールドなどの衛生用品、それからスクリーンやパーテーションなどの設備等の確保が求められます。

感染防止対策に伴う事業者を対象とした必要経費の支援につきましては、一部、条件付きで国の補助制度はあるものの、自治体としましては制度を設けているところはあまりないというのが現状でございます。

しかしながら、特に直接の接触を伴うような事業所に対しましては、国のガイドライン等で周到な対策をとることが求められておりますので、国、県の対応を十分に注視しながら、町としましても感染防止対策に係る事業者への支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

事業所の中でも介護施設等の社会福祉施設につきましては、介護等を必要とする高齢者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、緊急事態宣言の発令中におきましても、一部の地域を除いてその事業の継続が望まれてきております。

そのため、町内の各施設、事業所におかれましても相応の感染拡大防止対策を実施した上で、高齢者の方々のために事業の継続に取り組んでいただけたところです。介護施設、事業所においては、事業継続のための感染症対策について通常の感染症対策に加え、より厳密な対策を実施していただいているものと考えており、その対策につきましては、かかり増し経費も必要であったものと考えます。これらの事業継続に要する感染症対策の費用に関しましては、先日成立しました国の第二次補正予算の新型コロナウイルス感染症研究包括支援交付金介護分に県を実施主体とした事業者支援が組み込まれているところです。

また併せて、介護施設事業所に勤務し、利用者と接する職員に対する慰労金も支給されることとなっておりますので、町といたしましても対象事業者に制度の周知も行ってまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

介護施設等に関しましては、今現在考えられる手立てはされているようなので、もし今からですね、不備があるようでしたら町のほうからの支援をお願いします。

また、飲食店等、介護施設等のことにつきましては、やはり私飲食店等行き

ますと手作りで間仕切りを作ったり、そういうことをされておりますので、しっかりとした衛生環境を保つ、またコロナの感染防止のためにですね、今一度ですね、支援策を考え直していただきたいと思います。

それと町長にお伺いします。

土庄町内でコロナ禍の影響で、一軒の廃業者も出さないというような姿勢で支援を行っていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは岡野議員の質問でございますが、昨日、一昨日ですか、国のほうは二次補正が可決されたように聞いております。そういう国の支援もいただきながら、また町独自でですね、そのプラスしたような形で今後、先ほど蓮池課長からあった、1,200あまりの業者もあるということで、そのあたりもできるだけ支援、サポートしながらですね、このコロナ禍の中をうまくまた、浮上するようなそういう政策を今後も取り組んでいこうと思っておりますので。

ただ、先ほど言った20%とか30%減とかいろいろありますので、そのあたりも踏まえてですね、どういったどのくらいの減少率の方にここまでやったらいいっていうのは、今後執行部の皆さま、また議員の皆さまにもお聞きしながらですね、前向いて進めていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

はい。2項目の質問に移ります。

現在新型コロナウイルス感染対策として、新しい生活様式が促されているが、地震や台風、今朝も沖縄のほうで地震がありました。また豪雨など大型災害が発生した場合、現在の避難所の開設、避難者の受け入れ、また避難受入方法、避難行動の様式では密が避けられないと思います。

まず1点目、密状態を避けるための地域防災計画、避難所開設に関しての新しいマニュアルが必要だと思われるが、土庄町ではどのような対応を行っているかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

岡野議員の質問にお答えいたします。

まず、地域防災計画の修正につきましては、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の見直しに従い、適切に対応してまいります。

また、避難所開設のための職員動員計画を作成しまして、毎年見直しをしております。今年度は、避難者が密接しないようスペースを確保すること、また準備すべき物資、保健所との連携など避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、国や県から情報が提供されておりますので、公民館のほか、体育館の開設等を想定した人員体制の確保など避難所運営に関する留意事項を集約し、関係部署と共有してまいります。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

ただいまですね、避難所等の密を避けるために体育館等の開設も考えていると言われておりますが、ただそこでもやはり間仕切り等の設置、またですね、その場所だけでは足りないというところもあります。

また、指定避難場所においては職員の方が行動を避難された方に伝えていただけていますが、地域の避難場所については、職員の方は人数的に無理なようでそこの行動様式を伝える方がいません。そういうところで、自治会等との今の避難場所の行動様式等を伝えるようなことをしておりますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

鳥井課長。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。

まずですね、今ご質問にあったことにつきましては、新型コロナウイルス感染症、初めてのことでございます。そういったことを踏まえまして、まず本年度新型コロナウイルス拡大の影響により、例年の土庄町総合防災訓練の避難訓練を中止いたします。その代わりとしまして、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災体制を検討するため、本年、平木、北山、上庄地区をモデル地区として自主防災の推進に向けた連絡会、検討会をまず始めたいと考えております。予定としましては、7月下旬を考えております。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

はい。3地区でやられるようなんですけれども、その際にですね、やっぱり避難体制の整備計画等を見直して作ると思われるんですけれども、やはり他の地区にもですね、早急にですね、その結果もしくは今からの指針をですね、示していただくような場所をとっていただきたいと思います。はい。

2点目に移ります。

災害時ですね、やはり先ほどと同じようにですね、災害時の密を避けるため

の行動を前提として、消防団の方が活動されます。消防団員の新型コロナ感染症拡大防止に対応する行動マニュアル等まだできてないと思うんですけども、どのようなことを検討していますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

鳥井課長。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。

消防団の行動につきましては、おっしゃるとおりまだマニュアル等はございませんが、まずもって新しい生活様式の実践例、これに留意していただきまして、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、必要最小限の人員で訓練や機材点検を実施することといたしております。

また、台風接近時の出動要請につきましても一部の団員は、自宅または安全な場所での待機を基本としつつ、消防団長、分団長のご意見を伺いながら運用を調整してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

はい。特にですね、台風による招集がかかった場合ですね、雨が降っているため屯所に待機することが多くございます。その中でやはりどこの屯所もですね、ぎゅうぎゅう詰めの状態ですので、今課長が言われたとおり、家庭での待機の仕方等々を分団長、団長と相談しながらですね、早急にですね、取り組んでいただきたいと思います。で、最後に今さっきも言いましたが、沖縄でも地震がありました。昨日大分の方でも避難指示が出ております。この件につきましては、いつ起こるか分からない状況なので、早急に検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。質問は以上です。

○議長（濱野良一君）

7番 高橋正博君。

○7番（高橋正博君）

7番高橋正博と申します。

一般質問の機会を得ましたので、1点質問させていただきたいと思います。

この質問は、私が議員になって3回目になります。過去、平成27年9月議会で一度やりました。その後、平成28年6月議会で第2回目の質問も重ねてやりました。その時の答弁は、町長はじめ担当課も公設民営でやりたいということをおっしゃっていただきました。あ、内容は、通所型のリハビリ施設についてであります。この施設を質問いたしまして、答弁が公設民営、場所も診療所、中央病院

の跡地でありまして、耐震化ができておるといふ建物が残っております。診療所で今 1 階は使っておりますが、その辺りで考えたいという答弁はいただきました。

その後、このリハビリ施設の設置について計画がどのようになっているのか。

また、土庄町内で、このリハビリ施設を必要としている人数がどれくらいいるのかをまずお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成 28 年度以降のリハビリ施設設置に関する進捗状況についてでございますが、平成 28 年 6 月議会におきましては、旧中央病院の 1 階部分を利用して、開設の方法や事業者等を検討しているところでございました。

その後、町におきましても地域密着型サービス施設の新設や既存事業所のサービスの提供形態の変更など介護施設の変遷がある中、通所リハビリテーションサービス事業所の開設に向けまして、事業者への働きかけを行い努力をしております。

しかしながら、開設の意向はあったもののそれぞれの事業所の経営方針から、現在においては実現はしておりません。

先ほどご質問のありました必要とされている方の人数でございますが、今、現在、リハビリテーションサービスを利用されている方のうち、約 40%が訪問介護でのリハビリテーションを利用し、心身の機能の維持回復や生活機能の維持または向上を目指していただいているところでございます。

とは言え町内におきまして、ケアプラン上リハビリを必要と判断しているものの利用が出来ていない方は、ケアプランを作成している方の約 18%、約 100 名となっております。町内のリハビリ事業所の開設は急務であると考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

高橋正博君。

○7 番（高橋正博君）

私も町内の方にそういうことをお聞きしました。現在、そういうリハビリで行けるところが小豆島町の豊寿園と老健施設、内海町、それも小豆島町にある老健施設でなんかやられておるといふことは聞いております。

でも、それもリハビリに特化した、機能回復に特化したリハビリではないようなので、なかなか時間もかかるし、通所しにくいということも聞いておりますので、ぜひ実現したいなというふうにも思っております。

そういうことで、ニーズの必要とされている方も 100 名ぐらいいらっしゃるということがございます。今後わが町において、元気な高齢者を 1 人でも増やしていくには、リハビリ施設が必要不可欠であると考えております。土庄町には施設がないために今、先ほど申しました小豆島町のデイケアやリハビリに通っておるのが現状であります。

また、特化したデイサービス施設に頼らざるを得ないのが現実になっております。

しかし、平成 28 年度からリハビリ特化型のデイサービスについては、地域密着型サービスに移行したために利用者が小豆島町の住民に限られ、現在、土庄町においては、介護保険を利用したサービスがなかなか受けられなくなっているのが現状であるようです。平成 28 年以降、リハビリ施設設置に関する進捗状況がどのようになっているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

また、今後土庄町におけるリハビリなどを含めた福祉サービスのビジョンをどのように考えておられるのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

高橋議員の再質問にお答えいたします。

高橋議員のおっしゃるとおり、土庄町内の介護保険上のリハビリテーションサービスの現状でございますが、リハビリ特化型デイサービス事業所、通所リハビリテーション事業所は現在のところ小豆島町にしかないため、土庄町の利用者については、利用が必要な方が全て利用できる状況ではございません。

しかしながら、小豆島町の事業所におきましても空きがあれば土庄町の方でも利用できる事業所もございますので、現在のところ順番待ちではございますが、利用していただいております。

28 年度以降の進捗状況ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、約 100 名の方が必要としているところとなっておりますが、現在、平成 30 年度から令和 2 年度を計画期間とする土庄町介護保険事業計画におきましても通所リハビリテーションにつきましても、積極的なサービスを提供できるよう供給体制の確保に努めるとあることから、その後もずっと事業者への働きかけを実施してまいりました。そういう努力をしてまいりましたところ、平成 30 年度以降、複数の事業者より開設の相談があり、1 事業者におきましても、今年度中の開設に向けて準備を整えつつあると承知しております。

町といたしましても、今後も利用者のニーズに合わせて、通所リハビリテーション事業所、リハビリ特化型デイサービス事業所の開設に向けまして、働きかけを続けてまいりたいと考えております。

また、今後における福祉サービスのビジョンでございますが、今年度は令和3年度から令和5年度を計画期間とする、第8期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、第6期の障害者福祉計画、第2期の障害児福祉計画の策定年度となっております。

まずは町といたしまして、住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくりを中心に据え、あらゆる年代のニーズに応えることを目指したきめ細やかな福祉サービスの提供に向けまして、計画にも盛り込むなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

高橋正博君。

○7番（高橋正博君）

はい、ありがとうございます。

私も聞いたところによりますと、やはりそういうリハビリを必要としてる方は、早く手足の機能を回復して通常の生活に戻りたいということが念願のようであります。健康で長生きできるまちづくりを目指して今後そういう施設を早急に1日でも早く実現できるようにお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

6番岡本経治です。

3点質問をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、国から支給されたマスクの有効活用についてということです。町内の各世帯に国からの布マスクが届いております。使い勝手が良くないなどの声もあり、使用しない人もいると思われまます。

また、最近では一時期より店頭でマスクが出回ってきている印象ですが、国からの支援を無駄にすることのないよう自治会、民間団体と協力して布マスクをはじめ、家庭で使用しないマスクがあれば寄付を呼びかけ、本当に必要な人に使ってもらうなど有効活用を考えて、例えば小学校の生徒に使ってもらうとか、総務課で保管し災害時に使用するとかということをお考えすることができないかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

国から配布されている布マスクの有効活用についてでございますが、岡本議員のおっしゃるとおり一部の自治体においては、マスク 寄付箱等を設けて再配布しているケース等もあると承知しております。

しかしながら、先般の菅官房長官の会見におきましては、国から配布されたマスクについては、感染拡大の第 2 波等への備えとして有効活用していただきたいとの発言もございました。町といたしましても、ぜひそれぞれのご家庭で有効活用していただければと考えております。

また、マスクにつきましては、衛生用品であるという性質上、開封、未開封の判断が難しい状態のパッケージであるものや一般のご家庭で不用とされるものについては、町が呼び掛けた上で再配布を実施することは、衛生管理上困難であるものと考えますのでご理解いただければと思います。

また、小中学生が利用すればということではございましたが、子どもに対しても国から同様のマスクが 2 枚ずつ配布されることになっており、すでに学校を通して 1 枚は、それぞれの子どもさんのご家庭に配布されていると聞き及んでおります。2 枚目につきましても近々に配布される予定となっているようなことです。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

分かりやすい答弁ありがとうございます。

要は、クリーニングしてもどのようにしても国から配布されたマスクに対しては有効活用は難しいと。であるならば、町の予算をもって、もし万が一第 2 波、第 3 波が来たときに、困らないようにいつでも配布できるように準備して。

例えば総務課でということも言いましたんで、両課が協力して予算を出し合って町民が足りないって言うときには、すぐに出せるような状態にできるのかできないのか。先ほどの質問でもありましたけど、いろんなミスが考えられる。そのミスのときに協力をさせていただくことに対してマスクも町が段取りできないとなった時に困りますんで。このマスクというのは、世界中が日本が伝統を持ってきたこのマスクをマスクマスクと言って使っているような状態なんで、マスク、軽く受け止めないで重く受け止めて、そして町として考えていただければすごく助かると思いますんで、その辺ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

現在町におきまして、先般、町内の利用者の方からご寄付をいただきました10,000枚のマスクを健康福祉課のほうでは保管させていただいております。それにつきましては、ご寄付をいただいてすぐの配布ということも考えましたが、それより以前のマスクのご寄付をいただいた物を配布させていただいております。そういうことでしたので、この10,000枚につきましては、第2波、第3波への備えといたしまして、次の波が来たときのために有効活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

よく分かりました。

その件のこと、たぶん誰も町民さん知らないと思いますんで、どんどん広報なり載せて、教えてあげるようにしていただければ助かると思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移りたいと思います。

先般、3月の一般質問でもしましたが、灘山に最終処分場を予定して1年が経過しようとしておりますが、推進会議が動いていただいております。何の進展もしてない。どのようになっているのか。例えば各課で推進会議の丹生会長とは打ち合わせをされておられるのか。綾川町に処理をお願いしておりますが、年間約1億かかります。それが何年の計画をしておられるのか。ちょっと課長をお願いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

昨年の10月24日に、土庄町施設整備推進会議から灘山の土地交換についてご提案をいただきまして、地権者へ土地交換の依頼をいたしました。新型コロナウイルスの影響で、町長が地権者のもとへお伺いする予定でありましたが、現在行けておりません。現在、ご返事を待っている状況でございます。

一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センターは、一刻も早く建設すべき事案であり、早急な土地交換の実施に向けて努力してまいりたいと思います。

先ほど事業費の件、経費の件及び何年の間で綾川の方へ持って行くのかというご質問でしたが、予算的には約5,000万の費用が毎年島外搬出する分にはかかってくるということで予算化はしております。

また、綾川に持って行く期間ですが、6年間ということで今、綾川町及び富士

クリーンさんのほうにはお願いしております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

5,000万って言っていますが、それ以外にそれに携わる費用がかかるんじゃないかと思うんですけど、安く言われてるような気がいたしますけども、もういっぺん調べて報告していただければありがたいです。

もう1点、3月の本会議の後、3月24日に町長が東京に行かれたということをお聞きしましたが、それ灘山の件で行かれたと僕は思っておったんですけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

3月に上京しました。それは、灘山の件じゃなくて新年度のいろんな新しい事業のお願い、確認ということで行っております。灘山の相手の東京にある上場の会社でございますけども、その前の時点で今は来ていただいても困ると、また後日報告するというところで終わっておりますから行けておりません。また、向こうから来てっていう要請は今んとこないです。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

本会議の後、3月24日、町長3月2日に小中学校、特別支援学校一斉休校始まりました。国内の感染者は、3月21日に1,000人を超えた。その直後に公務のために今話していただいた中の新年度の打ち合わせ。本土でさえ自粛している時期に私的にと思われるような、上京して、なんかメリット、町にとっていいこと持ち帰りにならないかんでしょ。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（濱野良一君）

少し一般質問の趣旨から外れておるような気がいたします。

○6番（岡本経治君）

東京かな。分かりました。東京へは行ったけど会ってないと。ま、何しに行ったか分からんですけど、ということですね。はい。

しっかり、この件はね、土庄町が特に一般廃棄物にすごい神経質になつとる、全国的に、そのような町なんで、課長もしっかりと推進会議からどのような話が来とんのか詳しくは分かりませんが、やり取りを、窓口などで責任持って対応してもらわないと。6年間、これ6年後に何にもならなんだ言うたらどうなるんですか、土庄町。工事が、一般廃棄物の最終処分場の工事が最大何年ぐらい

かかります。水処理から。逆算して何年ぐらいには、何年間には、その場所もきちんと決めて工事にかからないといけないということぐらい分かつとらないかんですわ。最低何年ぐらいみてます。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員の再質問にお答えします。

島外搬出をするにあたって6年間というのは、次期候補地が決まりまして、施設ができるまでの間の約6年間ということでしておりますので、6年間は最長でもかかってくるかと考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

6年後にはもう土庄町で最終処分場も、処分場が出来上がってるっていう認識でいいんですね。ま、ま、いいです。いいです。はい。

次、大谷ポンプ場の建設現場について住民への対応ということで。個人より地盤に何らかの影響があり、近隣の住宅に亀裂が入り迷惑をかけているということをお聞きしております。どこの工事業者から請け負って、交渉の話は進んでいるのか、また原因は何なのかということをお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

建設課課長 濱口浩司君。

○建設課課長（濱口浩司君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

現在、当現場において2件の工事を発注しており、刈崎都市下水路事業大谷ポンプ場14号幹線整備工事1工区、工期のほうは令和元年9月27日より令和2年9月30日、受注業者のほうは株式会社トミウン 代表取締役 丹生兼嗣及び刈崎都市下水路事業大谷ポンプ場14号幹線整備工事2工区、工期のほうは令和元年9月27日から令和2年9月30日、受注業者のほうは富丘建設株式会社 代表取締役 丹生俊哉でございます。

補償の話の件ですけれども、先行して実施していた2工区工事において、仮設鋼矢板打設後に掘削した際に周辺工作物への影響がありました。本来なら2件の工事が完了し、周辺工作物の事後調査を行うところではありますが、関係者の要望により、現状での期中調査を行い補償額を算定し提示しましたが、納得を得られておりません。

なお、梅雨時期に入ることから、仮設排水路の設置に関しては承諾を得て施工し、5月15日完了し、それ以降は工事を中止しております。

原因のほうですけれども、仮設鋼矢板打設後の掘削及び水替えによりまして周辺の地下水位が低下しまして、周辺の地盤変動及び圧密によるものと推定しております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

直接の原因となったのは、富丘建設の矢板。矢板は先般、ちょっと見に行っただけですけれども、今現在塞がっておりました。その前に行ったときには、矢板の隙間が空いておりました。近隣の人も写真を撮っております。これは課長、確認はされてますか、矢板の隙間っていうのは。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課課長（濱口浩司君）

当初は矢板の隙間があったといいますか、矢板を打つ前に仮設の土留めをやっておりましたので、その辺の水密性が確保されずに、水位が低下したというふうなことで確認はしております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

矢板の隙間があったということは、当然あそこ海の潮の満ち引きがあります。砂が流れて地盤沈下が起こったということも考えられます。明らかにこれは工事ミス、これ工事ミスでありながら業者が地権者と話をされてない。ましてその家の方は築2年らしいです、新築。数千万かけて建てられて、で、工事が原因で亀裂が入って傾いて、近隣の2、3軒そのようになっておるとお聞きしております。これは、補償問題をしっかりして。先般、数年前にあった小学校のプールという問題も大きかったですけれども、公共の建物じゃないです。民間の土庄町住民として税金を納めていただいている町民に対して、迷惑をかけないように速やかに話を進めていってほしい。

というのは、この大谷ポンプ場は、大谷地区が床下浸水を起こして大変な思いをしているんです。昨日です。大雨が降って瀬戸内海警報も出てます。また梅雨時期に入って、昨日もいっぱい降りました。台風の時期が来てこのようなことがあったら、これは天災じゃなく人災になります。

町長が富丘建設、元社長誰でしたか。知らないですか。富丘建設の元社長。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課課長（濱口浩司君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

元社長、今の契約状態の社長でしか登記上ありませんので、元社長がどれくらい遡るかというのがありますので、ちょっと今のところ知り得ません。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

噂でも何でもなし。ほんとのことでしょうか。元社長、丹生年一氏だったと思いますが、今現在推進会議に絡んだる推進会議の会長の丹生年一さん、商観の随意契約しとる一般社団法人小豆島とのしょう観光協会会長も丹生年一さん。

町長、この丹生年一氏とは何かあるんでしょうか。この当時。

○議長（濱野良一君）

岡本議員。岡本議員。

○6番（岡本経治君）

名前はね、富丘建設って出てきてますんで。

○議長（濱野良一君）

工事に関する質問でしょうか。

○6番（岡本経治君）

ええ。ほんで何かあるんか、対応が遅いから。何かあるのかなと、ということ町長にお聞きしたい。

○議長（濱野良一君）

対応が遅い。

○6番（岡本経治君）

対応の遅さです。住民に対しての、補償問題から。で、工事ストップしとんです。ほんで、台風が来たときに高潮が来て、これが天災ならいいんですけど、まだ。住民さんも辛抱できるんです。みんなで協力して助け合うことができるんです。これ、人災になったときに町の対応の遅さで人災やって言われたときに、どうすんかという。大事なことなんで。

○議長（濱野良一君）

分かりました。工事に対する進捗状況のこと。

○6番（岡本経治君）

人がらみで工事もやってるんで、何かあるのかなと。それやったら早くしまいができるように促してくださいということを町長にお願いしたいんですよ。

○議長（濱野良一君）

その旨の質問で。

○6 番（岡本経治君）

そうです。トップなんでね、町長。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは岡本議員の質問にお答えいたしますが、この話も聞いております。当然発注者は町であります。町と住民の方との話はしておるっていうふう聞いております。ただ、今、中断しているんだけど今後どこまでのどんな補償問題の話も出て、金額もお示ししたと聞いておりますんで、そのあたりのちょっとこうずれが出ておるんじゃないか分かりませんが、どちらにしても町と近隣住民の方とまず話をしながらですね、公共事業でございますので、そのあたりはうまく工事をしながら、また住民の方との話をしながら進めていくという予定で今考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

工事をしながらって工事はストップしとるんです、これ。んで、新築建って2年で3、4000万ぐらいかかるとるんです。その痛みっていうのを分かっていたかないと町長、家1軒3、4000万おっきいですよ。傾いとんですよ。これは、速やかに町が発注した、信用して工事業者、任せて、んで傾いたまんま、工事も止まってる、あっちもこっちもそっちも何も済んでいないような状態では、町長としてしっかり指揮をとってもらいたいんですよ。速やかに、たかがほん1日でも早く、もうすぐ動かれますか、これ。その辺ちょっとお聞きしたいです。いつまでにはけりをつけるとか。でないといつもこういうような話が出てきたら延び延びになるんですわ。早く結論を出すように。町長、いつ頃ぐらいまでにこれ決着つけれますか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

お尻の時期はちょっとよう分かりませんが、担当課の濱口課長以下ですね、何人かが行ってお話はしてるっていう聞いておりますので、そのあたりもう少しまた今中断しておりますから、再開できるようなそういう話を今から持っていくというような話は聞いておりますので、その話を伺ってそれから町の対応も真摯に受けて進めていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

町の対応って、これは業者をお願いしたんでしょう。業者はどのように動い
とんですか。全部プールと同じように町がまた賠償を払うんですか。税金です
よ。コロナでどんだけお金がいる思とんですか。第2波、第3波が来たらどん
だけ金がいる思とんですか。そんなけ町に予算があるんですか。自主財源を稼
ぐようなことをしとるんですか町は。僕、何回も自主財源を稼ごう、稼ごう、
言うて。それも動いてない。これ業者に責任をとってもらおう気でおるんですか、
今回の件。個人の家に迷惑かけとんですよ。責任施工やってお願いしとんでし
よ。その辺どう考えとんですか町長。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これは、国、それから県と建設の当然基準ってありますし、もし家が傾いと
んであれば、傾き何度でいくらかいろいろんな計算方法全とあると聞いておりま
す。そのあたりは当然コンプライアンスにのっとして今後も話は丁寧に進めて
いくべきかなとは思っております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

国の法律にのっとしてって、分かります。精神的苦痛のことは考えているん
ですか。家1軒建てて、何回も言いますけど、町長、家1軒新築、建てたこと
ありますか。どんだけ苦勞して皆さんその家を守ろうとしとるか。その痛みつ
て分かりますか。4,000万前後で大変ですよ。みな20年、30年かけて返して
るんですよ。その家が工事のために傾いたということなんです。法律にのっ
としてっていうんは分かりますけど、精神的苦痛も考えてください。当然そう
いうんは分かるとるでしょ、町長。精神的苦痛いうんを。その辺を鑑みて、補償
問題を前に進めていってください。それを約束できますか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○6 番（岡本経治君）

町長、町長。トップなんで。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

そういう個人的な苦痛、そのあたりもですね、また濱口担当課長また職員が
行ってですね、そのあたりも聞きながら検討するべきかなと思います。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

確かに、濱口課長以下課員の方は、しょっちゅう来てくれたと言ってます。あの当事者。業者の方は、そんな誠意が伝わらないということをはっきり聞いております。

だから、全て人の繋がりによって、全てが回ってるんで。よく名前が出てくる人なんで、そのことを促しただけで、町長が何かその人とやっとならどうかでなくて、その人脈を活かしてどないかできませんかということなんで、しっかりと町民の痛みの分かる仕組みを作っていただければいいと思いますんでその辺しっかりお願いだけして質問を終わりたいと思います。

以上です。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。再開は10分後の10時50分からといたします。

また、この間を利用いたしまして換気を行いますので皆様ご協力をよろしくお願いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

では私、2番鈴木美香から今回は4点ご質問させていただきます。

まず1点目は、かねてから全国で町村議選の立候補が少ない、もしくはいないということが言われており、民主主義社会にとっては重大な問題と思いますが、それにはお金がかかることも理由の一つになっていると思います。今国会で成立した公職選挙法改正で、町村議選のポスター、選挙カーなど選挙費用の公費負担が可能となります。そのためにはまず条例の制定が必要だと思いますが、内容や時期はどう考えているかお伺いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回の公職選挙法の一部改正は、議員立法により提案され、その内容は町村議会議員、町村長選挙における選挙運動用自動車費用や選挙活動用ポスター作成費用といった選挙公費の対象の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、供託金制度の導入となっております。

県内の市長及び市議会議員の選挙における任意制選挙公営制度については、3市で導入されているところでございます。

選挙運動費用の公費負担により、町村の選挙における候補者の負担の軽減、立候補しやすい環境づくりに繋がると考えられますが、一方で町の選挙費用は、全額一般財源となることから、制度の導入については、今後、全国の町村の動向も参考にしながら、土庄町選挙管理委員会において慎重に検討を重ねたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

では、その方向でよろしく願いいたします。

では、2つ目の質問です。

この新型コロナが発生し、日本中が混乱しています。ありがたいことに小豆島では、1人も出なかったのが本当によかったと思います。医療、介護、教育、スーパー、配達、ごみの収集その他現場の方たちの懸命な努力のおかげだと思っています。まだまだ安心にはほど遠いですが、感謝の気持ちでいっぱいです。その感謝の対象には、もちろん役場の職員方も入っています。

そこで土庄町は、平時でも職員数が不足ぎみで残業も少なからずあると伺っています。新型コロナウイルス感染症という非常事態で業務量が増えていると思われま。今後、再び感染拡大により業務量の増大によって、職員が疲弊してしまうと役場の機能が損なわれることが危惧され職員の増員が必要です。人がいない、予算がないと言われ続けていますが、財源を考えるために一般行政職の役職ごとの平均月収をお伺いします。財源がないのであれば、管理職の給与を減額し、新規の職員を増やすことはできませんか。6月にちょっと質問する時期と被ったのですが、6月に職員を増やしているのを見ましたけど、あえてこの質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（濱野良一君）

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

鈴木議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応のため、職員は日々の通常業務に加えまして国の特別定額給付金をはじめとする緊急支援策などへの対応に追われており、職員の業務負担は増加しております。

議員もご承知のとおり、本町の職員数は類似団体と比較して少なく、住民サービスの低下を招かないためにも、業務量に応じた職員数の確保が必要と認識をしております。

本町の職員給与水準でございますが、平成31年4月1日現在のラスパイレス指数は93.4で、県内市町でも最も低い給与水準となっております。

給与実態調査に基づきます一般行政職の役職ごとの平均月額給料につきましては、課長が約40万円、課長補佐が約38万円、副主幹が約35万円、係長が約30万円、主任主事が約24万円、最後に主事が約21万円となっております。

提案のありました管理職の給与の減額についてでございますが、近年、職員がより給与水準の高い地方公共団体へ転職するケースが増えております。そのような中、課長等の管理職の給与水準を下げることににつきましては、管理職のみならず全ての職員の士気を低下させ、更なる離職者の増加を招く危険性もあり、慎重にならざるを得ません。

職員数が不足している状況につきましては、財政面の問題よりも公務員を志望する学生が減少傾向にあったことなどを理由に、退職者を補充するだけの職

員採用ができなかったことが、一番の要因と考えておるところでございます。

そこで、今年度の採用試験につきましては、より多くの方に採用試験を受験してもらえるよう大きく見直しを行っております。

今後におきましても、住民サービスの低下を招かないよう業務量に応じた職員数の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほどもおっしゃいましたけども、土庄町の職員給与は県内17市町村中、例年ワースト3の中に入っています。公務員の中では、必ずしも高くありません。

しかし、国税庁民間給与実態調査によりますと平成29年度では、サラリーマンの平均給与は432万円と報告されており、民間と比較すると恵まれているとも言えると思います。

職員の給与を減額するのが目的ではありません。なんとか職員を増員するための財源を考える上での一策にならないかとの提案です。毎年若手が数名退職しているとも聞いています。理由は分かりませんが、せつかく町で働こうと入庁してくれた職員が激務のために辞めている可能性もあります。危機管理の面からも職員の増員はもちろん、働きやすい職場にしてほしいと思います。この件はこれでいいです。

では、3つ目、岡本議員ともごみの件で一緒になりましたけど、3つ目はごみの件です。不燃ごみの集積所を見学に行くと不燃用のごみ袋に紙くず、お菓子の紙袋の燃えるもの、また空き缶、ペットボトル、発泡トレーなど資源ゴミが多く混入していました。業者によると、それらを取り除くと実質10分の1程度になる可能性があるとのこと。処分場が決まらなかった、すみません。

最近不燃物のごみの捨て方などの注意事項が回覧版では回っておりますが、それはとても周知になりいいと思います。そんなことなどを処分場が決まらなかったこの数年間に徹底する努力を始めていれば、まだ小江の処分場を使用できた可能性があったと思われれます。昨年からずっとごみの減量化を訴え続けてきましたが、町の必死さは私にはあまり感じられませんでした。

そしてまだ場所が決まりません。可燃ごみは、小豆広域行政で小豆島町と一緒に運営しています。人口が減少し、ごみの量も減ることが予想される中、不燃ごみも両町で一緒にすることはできないのかお伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

土庄町ではこれまで、一般廃棄物最終処分場の建設計画を3度断念いたしており、ごみの分別、ごみの減量化などごみ問題に対する住民の皆さまへの啓発は、非常に重要であると認識しています。

鈴木議員のご指摘のとおり、不燃用のごみ袋の中に燃えるごみや資源ごみなどの混入が多発しています。これらのごみを選別するために、多くの労力と経費がかかっております。きちんと分別することにより、ごみの減量化、また経費の節減になります。分ければ資源、混ぜればごみを基本に、ごみの減量化実現推進のため、これまで住民の皆さまへごみの捨て方などについて、広報紙、自治会回覧板などでお願いをしております。ごみの減量化に向けての最近の取り組みでは、昨年11月から家庭の不用品を有効利用するため、リユース登録制度を始めました。

また、本年5月から4地区公民館に資源ごみ収集箱を常設しまして、回収頻度を上げるようにいたしました。

これまでの、小豆郡内2町が行う最終処分場の共同整備においては、有望な候補地をピックアップし、事業化の可能性を検討してきたところであります。

しかし、他町のごみ受け入れに対する住民感情から用地交渉にあっても困難を極め、両町とも現処分場の残余容量に不安を抱え、次期処分場整備に緊急を要する段階となったことから、共同整備を断念せざるを得ずそれぞれに単独設置を決定したところでございます。

土庄町では最終処分場の整備が遅れておりますが、現在、地権者と交渉中であり、現状では両町での施設ということは難しいと思われまます。

今後も最終処分場の整備及びごみの減量化の推進について、さらに努力してまいりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

町長は独自にと言いますか、町長自ら小豆島町とお話し合いには行ってるんでしょうか。ごみの問題で。お伺いします。最終処分場です。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

鈴木議員の質問にお答えしますが、小豆島町においてはもう今すでに最終処分場の建設を行っております。当然最初からそういう話は、土庄町でしておりませんけれども、今後ですね、どういう流れになるか分かりませんが、そういうことになれば1番いいかなと思います。

で、新たにごみ、それからし尿もそうなんですけれども、申請に行くじゃないですか、行ったらこの小さい島になんで2つもいるのっていうのは常に言われるみたいです。なのでほんとは島で1個というのが1番ベストな方法だと思うので、そのあたりも含めてですね、今後交渉する余地もあるのかなと。

ただ、相手がおりますから、相手がウエルカムって言ってくれないと当然無理な話なので、そのあたりは交渉とかいろいろ条件とか、面がいろいろあるのかなと思いますけれども、今のところはそういう話は現在はしていません。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

かなり難しい案件だと私も認識していますが、熱意を持って、おっしゃるようにこの小さな小豆島で2つもお互い持ち合うっていう、それも莫大な費用がかかることは、それと私たちも民間と一緒にごみを減らすことを努力していくつもりですので、ぜひ一緒に造れる方向になんとか努力してほしいと思います。

増え続ける借金の上に多額の税金をかける大きな事業です。住民が理解でき、納得のいく説明ができるような処分場の決定を切望します。

では、最後の質問です。

休校時の給食について。3ヶ月もの休校の間、多くの保護者が子どもの昼食に困り、また食費もかさんだと聞きます。さまざまな事情により、給食で1日の栄養を摂っていた子どももいると聞きました。感染の次の波が来ることが懸念されており、今回同様に休校措置が取られた場合、今度は配食をしたり、どうしても事情がある子どもを学校で預かり、給食を摂らせるなど柔軟な対応は考えられませんか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から5月末までで小中学校については、40日を超える休校が継続し、児童生徒だけでなく保護者にとっても家庭生活については、さまざまな面で大変心配されたことと思います。

そのような家庭生活における課題解消の一つとして教育委員会としましては、今年3月に家庭でもできるだけ学校給食に劣らないような食事が摂れるよう、就学援助費の上乗せ分として、比較的収入の低いひとり親世帯などに対し、子ども1人当たり1万円を給付金として支給したところです。

また、今年度に入っても6月10日付けで、同様の世帯に子ども1人当たり2万円の給付金を支給いたしました。

今後において、さらに休校が継続した場合についても、何らかの方法で困窮世帯には支援が必要かと考えますが、学校というある意味で平等な学びの場で、特定の児童生徒のみを預かって、給食を目的に学校施設を利用するというのは、かなり難しいのではないかと教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

東かがわ市では、1食500円の弁当券を0歳児から18歳まで子どもの数だけ支給する事業を展開したようです。子どもにとって食事は、体だけでなく脳の成長や精神の安定にも大きな影響があると言われております。親の責任であることは当然ですが、事情のあるご家庭もあります。お金だけということではなく、ぜひ町ぐるみ、社会ぐるみで子どもを1人も取りこぼさず、栄養の摂れる、食べることの困らない町の在り様を模索してほしいと思います。

以上です。

○議長（濱野良一君）

1番 茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

1番の項目について、2年連続での豊島の待機児童問題を解消するにはというテーマです。豊島の唯一の保育所である瞳保育所では、保育士不足により2年連続で待機児童が発生しております。2つお尋ねいたします。

1つ目、この問題がなぜ発生していると分析されておりますか。

2つ目、この問題の早期の解決のために町としてどのような対策が可能かお教えてください。以上2点を併せてお願いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、茂木議員のご質問にお答えいたします。

豊島の瞳保育所については、保育定員が20人ありますが、保育士が3名であることから、現状では保育ができる人数ぎりぎりの12名の園児を保育しております。

また現在、瞳保育所においては、高松市に住所のある方が保育を希望しており、ルール上では土庄町の待機児童とはなりません、子どもを預けられていないという現実があります。

この保育士問題については、運営を委託しているイエス団のほうへも保育士の派遣を強く要望していますが、なかなか増員は難しいとの回答をいただいております。

また園児数においても、4、5年前までは数人だったものが昨年あたりから10人を超える入園申し込みがあり、人口減少の大きい豊島地区についてはこちらとしても想定外の増加となっております。

今後においては、引き続き保育士の派遣を要請するだけでなく、保育士の処遇についても検討してまいりたいと考えておりますが、この問題は豊島だけでなく、町内のこども園全体の問題でもありますので、併せて職員の確保については極力努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

1点お尋ねいたします。

土庄町としては、現在、瞳保育所の保育士の人数は3名の状態ではありますけれども、土庄町としては、理想として4名が望ましいのか、5名が望ましいのかどちらかお考えかお教えてください。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

定員が20名ですので5名が理想とは思いますが、いきなり5名というのではなくて、ほんとの理想としてはやはり足りない分、最初は4名確保し、その次は5名というような順番で保育する子どもの数に応じて保育士も確保していきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

ご回答ありがとうございます。

3名では足りず、5名が理想という回答の中で保育士が不足しているという認識だと思います。瞳保育所の園長先生とも相談する中で、やはり今現状は4名が理想なのではないかという考え方が若干見受けられる部分もあります。ですので、今2名足りていないという現状ですね。1名は、園長先生として予備的に補助、もし万が一増えたときに園長先生も保育士として働けるという体制づくりを町としてもイエス団様のほうに働きかけていただけたらと思います。

確かに保育士は全国的に不足している部分もあり、香川県全体でも不足しております。それは昨今では、現代では、核家族化が進んでおり母親や家庭への負担は、昔に比べても大きいと言えます。特に豊島においては、土庄町の子育て支援室のような気軽に親子同士で集まったり、相談できるような施設もございません。土庄保育園のように一時預かりで乳児を預かっていただけるような施設もありません。このような現状でコロナ禍が過ぎたのち、移住を希望される方も増えてくると予想されます。子連れでの移住や、移住してから子どもを授かる場合も増えてくるでしょう。保育所に入れないから移住を諦める、そんなケースが今現在も豊島では起こっています。移住を支援しているのであれば、ここに対してあらかじめ施策を打つべきではないでしょうか。

保育士が見つからない現状は分かります。けれどもそのしわ寄せが保護者に、家庭にいつてしまうのはやはり疑問が残ります。町としても最大限の努力をお願いしたいと思いますが、この点に関して教育長もお考えをお聞かせいただければと思うんですけれども、お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

お答えいたします。

当然ながら今おっしゃったとおりのことだというふうに思っております。

ただ、過去からの経緯等を踏まえて、イエス団のほうに運営委託をしておるということで、町として、例えば保育士を募集をして、町がこの人はどうですかと言って紹介したとしてもですね、イエス団のほう雇用するかしないかというのは、そちらのほうに任されるのがございます。そういうことを踏まえると町全体として保育士が不足しておるという現状がございますので、それを一括してというんですか、増やしていきたいということは考えております。

これから後、瞳保育所の運営につきましては、イエス団とも十分協議をしながらですね、そしてまた要望をかけながら、そして十分な保育ができるような形にしていくことが望ましいというふうには考えております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

教育長、ご回答ありがとうございます。

この問題はですね、待機児童の問題に限らず、これがそのまま放置されてしまうとですね、例えばご家庭にストレスを与えてしまい、親御さんの産後うつであったり、あるいは児童虐待にも繋がりがねない問題だと私は認識しています。待機児童自体は、なかなか表にならない問題になりやすいとされています。

香川県でもデータがありますが、4月時点、年度初めの時点で待機児童になっているかどうか、あるいは10月時点でなっているかどうかというデータがありますが、それ以降に申請をして待機児童になったケースについては、待機児童としてカウントされません。

町としては、申請がない限り待機児童として認識しないということかもしれませんが、実際には妊娠をされている方、妊娠届を提出されている方や出生届を出される時点で、この町では待機児童になる可能性がありますという情報をあらかじめ伝えて、町のほうからもあらかじめ早い段階でそういった方が出ないように動きを進めることが重要と思いますので、今後も町として最大限の努力をお願いいたします。

続いて、2つ目の質問にまいります。

GoTo トラベルキャンペーンに備え、水際対策をすべきという内容です。

7月下旬からとなっておりますが、これが8月からに今訂正されている状況かと思えます。国のGoTo トラベルキャンペーンが開始される予定です。県外からも多数の観光客が小豆島や豊島などへ来島されると予想されます。

町長は、6月1日にホームページ上のメッセージで、適切な観光予防対策を講じることを前提に来島の自粛を段階的に緩和してまいりますと発表されています。この点、「適切な」とはどの程度なのか不明瞭であります。

離島は医療資源が乏しく、高齢者の生活者も多く、都会で発生する感染者1名とは地域に与える影響が大きく異なります。今後島内で感染発生を未然に防ぐと同時に発生した場合でも、実効再生産数2次感染を極小化するための対策が急務であると言えます。

また、発生した場合の事後対策も同様に整備しておくべきであると考えます。以上の点を踏まえつつ、今後の町の対策方針を伺います。

1つ目、多度津町の佐柳島などの離島では、乗船前の非接触型体温計での検温を実施しています。乗船前の検温はなぜ実施しないのか回答を願います。

○議長（濱野良一君）

茂木君、確認をいたします。

通告の順番では、2番コロナウイルス対策本部の件でありましたが、先に3番のほうを進めさせていってよろしいでしょうか。その後の2番がいくということでもよろしいでしょうか。

（茂木議員うなづく）

○議長（濱野良一君）

はい、それでは続けさせていただきます。

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

茂木議員の質問にお答えをいたします。

土庄町内に存在する離島航路は、土庄港から豊島経由の宇野航路、高松航路、岡山航路、大部港から日生航路がございます。さらに小豆地域全体では、池田港、内海港から高松航路、福田港から姫路航路、坂手港から神戸港など多数の航路が存在をしております。

小豆地域で感染発生を防ぐためには、全ての港で行う必要があるとともに、消毒作業等、運航上での感染防止対策に加え検温を実施する場合には、航路事業者さらなる負担が発生することになります。

今後につきましてもアルコール消毒液の設置、船内消毒や換気の実施、ソーシャルディスタンスの確保等による感染防止対策への協力を事業者のほうに求めていくとともに、町としましても感染拡大防止に向けた新しい生活様式の啓発を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

質問順番に関して失礼いたしました。

回答ありがとうございます。

航路に関して多数あるので、なかなか全ての航路では難しいという回答だったと思いますが、私が思うには全航路で行う必要は必ずしも最初にはないと思っています。例えば、佐柳島のケースは航路が限定されており、ほとんどの方がそれを使うというケースだったと思いますが、例えば豊島において、あるいはいくつかの航路でのみ限定的に開始して、それをモデル地区として効果を図るというやり方もあると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

椎木課長。

○企画課長（椎木孝君）

茂木議員の再質問にお答えをいたします。

全航路必要ないというところでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、船会社に今いろいろなコロナ対策の防止策をしていただいている中で、さらなる負担をしていただくようなことになるということと、先般、土庄町内の港がある船会社さんに、今後検温をする予定があるかというようなところも聞きましたけれども、今のところは、もうどのフェリー会社さんもその予定はないということで、新たな生活様式のそういうところを徹底していただきたいということをお願いしたいと思っておりますのでございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

船会社に負担になるというご回答だったと思いますが、その部分も確かに分かります。特に多数の乗船客がいらっしゃるような小豆島と高松の航路であったりとか、そういったところで全ての方に検温を行うのは正直難しいなと思います。

ただですね、船会社の方に私自身もお話を伺ったところ、やはり必要性を感じていらっしゃる船員の方々、あるいはそれに対して怖がっているというか、不安を感じている船員の方も多数いらっしゃるように私も見受けました。で、かつですね、おっしゃっていたのが、検温自体の機械を町のほうで購入してくださるのであれば、船会社のスタッフで検温をすることはできる可能性を感じました。

その町の職員が検温を手伝ったりするのではなく、そして船会社が自身で検温の機械を買うのではなく、町が検温の機械を買い、スタッフ自体は船員の方がするというふうに船会社側が申し出た場合、土庄町としてはその非接触型の体温計を購入補助、現物給付する意欲があるかどうか教えてください。

○議長（濱野良一君）

椎木課長。

○企画課長（椎木孝君）

再質問にお答えいたしますが、町の職員が検温をするというのは現実問題として茂木議員もご存知の通り難しいという中で、船会社のほうの職員の方がしていただいた場合に、その検温器を町が支援できるかというふうだと思うんですが、そのあたり検温器 1 つが大体 1 万円前後というふう聞いておりますが、そのあたりの支援策として、また船会社さんとも相談しながら、もしそういう状況で対応していただけるのであれば、相談をして考えたいと思います。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

前向きな検討、誠にありがとうございます。

今回の補正予算にも入っていると思いますが、総務課のほうでも消防の関係で 1 万円前後の非接触型の体温計が 10 個ほど購入されているかと思います。それは、避難所においてであったり、消防署にあって消防署などで非接触型体温計を使って、何らかの対策をする予定であるというふうに課長がおっしゃったと思います。

このようなことを踏まえた上で、例えば少人数で 3 密が起りやすいような

旅客船の航路などにおいて、非接触型の体温計での検温自体は、効果があるのではないかと私自身は考えます。

またですね、長崎県の壱岐島などでは、離島で感染が発生したときに検温をすることで実際の効果がどれほどとは分かりませんが、島民の危機意識が高まり、その後の発生が抑制されたという効果もあります。ですので実証的な効果は分かりませんが、検温をすることで住民の方々、観光客の方々の意識が上がる効果があると考えますので、ぜひご検討ください。

続いて、来島者に対しての具体的な行動指針の呼びかけは周知しないのかという点に関してお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

5月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が発出され、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等を前提とした、感染防止と社会経済活動の維持を両立していく方針が示されました。

また、先般、町では来島自粛のお願いに関する段階的な緩和について発表し、基本的には国や県の方針を踏襲しながら、外出の自粛あるいは催物についても段階的に緩和されていくこととなります。

一足早く、美術館が再開されました直島におきましては、観光客に向けた行動指針的な協力をお願いするチラシを官民協働で作成しておりますので、それを参考にそれぞれの地域の実情を踏まえて、関係団体と調整しながら官民協働で作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

また周知につきましては、町ホームページ等で国あるいは業種別のガイドラインが出ておりますので、そのあたりの周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

回答ありがとうございます。

適切な対応をしてくださるということで、現在も連絡協議会などで適切に議論してくださっていると思いますので、来島者に対して具体的な行動をお願いします。

本日もですね、香川県内での旅行支援に関してちょうどリリースされて、7月末までの宿泊を支援するキャンペーンがこれから展開されると思います。

また、厚生労働省からも濃厚接触に関するアプリがおそらく本日リリースになると思います。バスの内部あるいは船内において、感染が発生した場合の濃厚接触を調べるためのアプリに関しても町民の皆さんに知らせるとともに、観光客の方にもぜひ登録していただき、2次感染を防ぐような取り組みが必要と思います。

関連して町長にお伺いします。このようなコロナの中ですね、離島独特に状況に個別最適化されたコロナ対策を行い、最終的に安心安全な観光ができるというブランドを土庄町として一早く構築することが非常に重要な局面と思います。観光再開に向けて町長の意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、茂木議員の質問にお答えします。

一早くですね、土庄の安心安全コロナウイルス対策についてということでございますけども、国のほうも今日からでしたっけ、全国動ける。で、県のほうも県内流動は、補助金も出しながら宿泊を伴うような、そういう政策も打っていただいておりますので。小豆島に来ていただいて、まず県民の皆さんを中心ですね、今後、四国四県も四県流動は少し前からオッケーという話出ておりますので、一早くですね、この土庄町もそういう受け入れ態勢っていうのはやっていくべきだと思っております。一人でも多く来ていただけるにはどうしたらいいかっていうことをですね、また観光課の職員ともですね、検討しながら早急に何らかのPRはしていくべきかなとは思っております。

で、土庄って言っても当然小豆島2町で1つなので、小豆島町さんにもですね、いろいろと聞きながら、そのあたりを島あげてこういう、安全です、ぜひ来てくださいっていうことは、お互いにやるべきかなと思っております。

で、豊島に関してですけれども、メインであります福武財団さんと豊島の皆さんと一緒にやっていう観光に数年前からなっておりますので。福武財団さんのほうは、やはり医者がいないということでですね、7月1日再開と聞いておりますので、そのあたり住民の皆さんとも協議しながら豊島が7月1日がいいのか、もう少し前倒しがいいのか、遅いのがいいのか、そのへん分かりませんが、福武財団さんと島民の皆さんと話、それはまた、町の観光課のほうで聞いてそれも一緒にPRしながらですね、やっていく必要があるのかなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

回答ありがとうございます。

ぜひ町長には、リーダーシップを持って土庄町の観光再開、安心安全な観光のためにこれからも陣頭指揮をとっていただきたいと思います。よろしく願います。

3つ目の質問に移ります。

新型コロナウイルス対策本部会議の情報開示をという内容です。

政府に対して、新型コロナウイルスへの対策を検討する専門会議の議事録について、議事録作りを怠ってきたという批判が高まっている時期がございました。

香川県内においても、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、その場合、県のホームページに会議の資料と議事要旨が掲載され、決定事項は誰でも閲覧することができます。

土庄町でも同様に対策の本部会議が開かれていますが、その場でどのような議論がなされたか、ホームページにも掲載されず不透明なように思います。

また、他の自治体では議員も会議を傍聴することが可能であると伺っています。土庄町では今のところできません。このような状況下で正確で公式な情報を一早く発信していくべきと思いますが、今後、情報をどのように開示していく予定かご回答を求めます。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

茂木議員の3点目のご質問にお答えいたします。

土庄町新型コロナウイルス感染症対策本部会議については、先般の教育民生常任委員会において、対応経過についてご説明させていただいたところです。同本部会議につきましては、本部会議への移行前の連絡会議と合わせて都合16回開催しております。

会議の議題につきましては、その時々において、国、県の動向や国の基本的対処方針、県の方針や県内市町の動向等の情報共有や感染者発生時の町の対応方針または町独自の経済対策や町立学校の対応方針から施設の開館方針など多岐にわたる事項を協議してまいっております。

また、会議録につきましても、その都度調製し保存は行っております。

この本部会議の協議内容につきましては、それぞれの本部会議の席上で、協議された内容が必ずしもその会議時点で決定されるわけではないため、政策決定の過程の議論となります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々刻々と状況が変わるとともにそれぞれの本部員が、幅広い協議内容について自由な意見を交わすこ

とにより、本部会議の活性化が図られていることもあり、新たな提案については、それぞれが持ち帰って調査、検討した上で再検討を行う事案もございます。

これらの情報は、かいつまんで申し上げますと、土庄町情報公開条例第9条第1項第4号の町の機関内部における審議、検討に関する情報で、公開することにより、当該または将来の同種の審議、検討に著しい支障を及ぼすものにあたり、公開しないことができるものとされております。

したがって、協議途中の政策または方針等の内容につきましては、その時点での本部会議での決定事項ではございませんので、それぞれの個別の本部会議の時点で決定していない内容まで公開してしまうことは、かえって、住民の方々に不正確な情報をもたらすこととなり、いたずらに誤解や混乱を招く恐れもあることから公開は差し控えさせていただいております。

また、昨今の SNS 等の普及拡大により、町公式のホームページに公開したものであっても、情報の一部が切り取られて拡散されるなど町として意図しない形での情報拡散のリスクもございます。先ほども申し上げたとおり、本部会議での協議事項は多岐にわたるものであることから、切り取られて情報が拡散された場合、大きな誤解を生み、その後の政策決定の場に多大な支障を及ぼすことも想定されます。

茂木議員がおっしゃるとおり協議された結果につきましては、正確で公式な情報の周知は、大変重要であり速やかに住民の皆さまにお知らせすべきものと考えておりますので、当該本部会議の場において、決定事項とされたものにつきましては、それぞれ報道発表やホームページの掲載など公式な情報として公開させていただいております。

また、同本部会議には議会事務局長も本部員として同席していただいております。議員の皆さまにお知らせすべき情報につきましては、局長を通してお知らせいただいているところです。

これらのことから、今後におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部会議そのものの議事録の公開については、差し控えさせていただきますが、決定事項とされた内容につきましては、速やかに然るべく公開させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

回答ありがとうございます。

1点確認なんですけれども、この新型コロナウイルス対策本部会議については、会議規則がきつとあるかと思うんですけれども、会議規則の中では傍聴についてはどのように触れていらっしゃるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げるにあたり、要綱を作成しております。要綱の中には傍聴についての記載はございません。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

はい、ありがとうございます。

それではですね、香川県では決定事項を掲載されていると、で、審議中の過程であったり、そういったものは公開が難しいっていうそのリスクなどもこちらのほうで理解ができます。

ただ 1 点気になるのがですね、他市町では議員の傍聴は可能にしているところがあるということですね。で、議会事務局長は出席をされている、で、議員が仮に傍聴したとして、その情報を SNS などで拡散しないという前提であれば、議員は町民の代表として、その会議には出席することも可能だと思うんですけど、それを排除してしまうのか、そこは議員も参加できる、希望すれば何人までなら傍聴ができるという形にするのか、そこについて教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

対策本部に関して、排除するというふうな考え方はございませんが、当初の要綱におきましても傍聴については、想定しておりません。先ほども申し上げましたとおり、政策決定の過程につきましてかなり忌憚のない意見とかが出てまいります。そういうところをですね、最終的に決定したもので議員の皆さまにもご理解いただきたいと考えておりますので、現時点では議員の方の傍聴についてはしていただくことは難しいと考えております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

回答ありがとうございます。

排除という言葉については、私も多少語彙が強かったかなというもので反省しております。

私の友人のところで津山市の市議会のところでは、対策本部会議を傍聴できているというふうに伺っております。これは、議員が執行部との信頼関係のも

とたぶん、おそらく出席させていただいているものだと理解しているんですけども、願わくば土庄町においても、その政策決定過程に悪影響を及ぼさない範囲でという約束のもと、議員にも傍聴を許してくださることを、許可してくださることを願いたいと思いますのでご検討ください。

はい。次の質問にまいります。

失礼いたします、今後も県外移動が再開された場合、第2波も懸念されます。地震や感染症などの災害時には、町民への速やかな情報発信が町民の安心にも繋がりますので、ぜひともそういった議員の傍聴の緩和をご検討ください。

最後に4番目まいります。

町として、公式情報をプッシュ型で情報発信すべきというテーマです。3番目の質問とも関連します。

このコロナ禍において、千葉市や大阪府など首長によるスピード感のある情報発信が一層評価されていると思います。そのような中、土庄町においてのWeb情報発信はホームページに掲載されるのみで、興味を持ってホームページに見にいかない限り、気づくことができません。もちろんインターネットを使うことのないご年配の方々は見ることはできません。世の中には科学的根拠のない話やデマ、フェイクニュースなどがたくさんあります。それらに惑わされないためにも、町民を惑わさないためにも、行政は正確な情報を町民の皆さまに確実に届けることが必要だと思います。

プッシュ型、つまり、更新したら相手に通知が届くような形式での情報発信も必要不可欠な時代だと思います。お隣の小豆島町ではFacebookやInstagramでも情報発信をされています。

また、土庄町ではLINE@というのを使って、ふるさと納税のための情報発信をされています。

しかしながらこれは、登録者数は現在まだ252名。登録されている方も土庄町民ではなく、町外の方がメインだと思います。昨今ですね、デジタル防災無線も各戸に整備されてクリアに聞こえるようにはなっていますが、デジタル防災無線は、アーカイブ、記録が残った後から聞けるようなものではなく、また情報量としても限界があります。

町として今後どのように緊急時も含めて情報発信をしていく予定か回答を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

茂木議員の最後のご質問にお答えをいたします。

土庄町では現在、広報紙である広報とのしょう、土庄町ホームページ、デジ

タル防災行政無線を主な情報発信ツールとしておりまして、行政として正確な情報を確実に届けるよう努めております。

また、ホームページにつきましては、今年 3 月にリニューアルし、それまで企画課で集約後に情報発信していたものから、各担当課がそれぞれの情報を発信するように変更し、より早くきめ細やかな情報発信ができるよう努めておるところでございます。

茂木議員おっしゃっておりますプッシュ型の情報発信でございますが、小豆島町では Facebook や Instagram を利用し、また県下でも 3 自治体を除き、SNS を利用した情報発信を行っております。土庄町でも先ほど茂木議員おっしゃった平成 29 年度から LINE@ を利用しておりますが、ふるさと納税の PR など島外の方をターゲットとしておるところでございます。

SNS の利用につきましては、情報伝達の効率化、高速化と情報の双方向性化などを活かした災害、生活関連情報などの配信やいいねボタンなどのレスポンスが行政にとって有用な町民の意見の一つとして、データを得ることができるといったメリットがある一方で、不適切な発言や情報漏えい、コメントへの反応や情報格差、なりすましや炎上などのリスクなども伴い、自治体広報が情報を発信する上でトラブルとならないために、最低限押さえておくべき法的リスクや炎上リスクを理解する必要があります。

今後につきましては、リニューアルしたホームページをより分かりやすく魅力的にするとともに、SNS を活用した自治体の取組みなどを参考にし検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

前向きにご検討くださりありがとうございます。

今後もコロナ対策の支援策を周知したり、災害時の連絡網など町民の皆さまに一早く情報を確実にお伝えするための手段として、浸透していくことが大切だと思います。ぜひとも一部の課ではなく、課を問わず土庄町全体として町民の皆さまに情報発信する文化自体を醸成していただきたいと思います。

なおですね、LINE@につきましては観光客といいますか、ふるさと納税向けのものではなく、土庄町民用の LINE@ を作ることを私としては提案いたします。他の福岡市であったり、福知山市などでは町民向けにそのようなものを作っております。ぜひご検討ください。

併せて町長にご質問です。町長としては最近 Facebook などで発信されているのを見かけませんが、町のホームページでの町長からのメッセージで、県の発

表の基に発信されていることが多いように思います。今後どのように発信していく予定か回答を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、茂木議員の質問にお答えします。

SNS ですね、以前はやっておりました。先ほどの話にあったように、いろんな誤解される面もあったりだとか以前はですね、ありましたので、今んところは中断をしております。ただ、閲覧はできるようにはしているわけですが、そんな中において今後当然 SNS、それからこのコロナウイルスで取り込んでどこに行ったかとか誰に会ったとか、ああいうアプリとかいろんなが出てきておりますのでそのあたりもですね、当然携帯の利用っていうのはたぶん比較的高く、もっともっと高くなってくると思うので、SNS の有効な活用っていうのは必要かなとは思っておりますので、そのあたりもまた他の自治体の首長さんがどうやってんのか、見ながらですね、今後検討していく必要があるのかなとは思っております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

はい、回答ありがとうございます。

私自身も発信がまだ十分とは言える状況ではありませんが、可能であれば町長ご自身でも住民と直接、ダイレクトにメッセージのやり取りができるような Twitter であったり Facebook だったりを活用いただければと思います。そうすれば住民のなかなか拾うことができない声を拾う機会ができ、対話ができ、そういった気になる声についても町民からも直接聞くこともできるので、助かって安心する声も出てくると思います。ぜひ今後ご検討ください。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。

この間を利用いたしましてまた換気を行いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

再開は、11 時 55 分を予定しておりますのでよろしく願いいたします。

休 憩 午前 11 時 44 分

再 開 午前 11 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番日本共産党の福本耕太です。よろしくお願ひいたします。

1 つ目は、新型コロナウイルス感染症対策の拡充をということで、中小企業臨時交付金の支給要件を抜本的に見直し、受給しやすい制度へと改善を求めたいと思います。

5 月の臨時議会で土庄町独自の施策として出された中小企業等臨時給付金は、マイナス 50%以上という支給要件で事業所にとっては極めて厳しい受給要件です。多くの事業者が諦めざるを得ない実態があると思います。

そこで問います。町は対象企業数を法人 190 社、個人 310 事業所としていますが、受付申請が始まった 6 月 1 日から直近までで申請、受理された事業者件数はそれぞれ何件でしょうか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

6月1日以降、受付した法人数が54件、そして個人事業主が91件、計145件でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

では、予算はまだ残っているということですね、はい。先ほど岡野議員も質問されたと思うんですけども、支給要件の見直しで受給しやすい制度にという問いに対して、町当局は早急にやるというふうにお答えになりました。非常に大切な答弁だったと思います。

それを受けまして、この間、香川県全体を見まして、どのような制度が事業者にとって利用しやすい制度なのかということをも日本共産党といたしましても調査、研究をしてまいりました。具体的に事業者にとって受けやすい制度、提案をしていきたいと思っております。

現在の制度に追加する形で今年1月～7月の単月の売上げが前年の同月比で、マイナス20%以上の法人、個人には支援金を支給する。町の窓口で申請し、要件を満たせばその場ですぐに支給される制度の追加、実施を求めたいと思っております。この制度は実例として東かがわ市で行われており、すでに多くの事業者から喜びの声が上がっております。すでに支給されている事業所については、その差を生まないために重複の、あ、すいません、金額等は変わらない、また重複支給はされないというやり方で進められてはいかかかと思っております。町の実施にあたっての考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

今回のマイナス50%という枠組みにつきましては、まずは国と同様に特に大きな影響を受けておるというふうな考えの元に、今回設置したわけでございますけれども、今後のこの要件からもれる事業所が多くなるということですので、支給要件を見直すのか、あるいは売上げの割合を下げ、新たな支給制度を設けるのか、そのあたりも早急に制度設計に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今提案させていただきましたマイナス 20%ですぐに支給する、もう時間が、スピード感が必要ですので、っていうのも検討に入れてほしいということで提案させていただきます。

それですね、先ほど課長が早急に実施するというふうに言われた後に、岡野議員からですね、質問にありましたように廃業に追い込まれる業者を出さないためにはですね、国の支援に対して町の支援をしっかりとやっていくことが必要という質問を岡野さんもされました。

そこで町長が国の支援に町独自の支援をプラスしてやる必要があるというふうにお答えになられたんですけども、これについてちょっと突っ込んで質問したいと思うんですが、それは考え方なのか、それともやるという決断の意味を示した答弁であったのかを聞きたいと思います。やるということなのか、考え方なのか、答弁を求めます。町長に。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本耕太議員の質問にお答えしますが、やる前提で先ほど話をさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい、やるということで理解させていただいてよろしいですね。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

はい。それでお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

では、次の質問に入りたいと思います。

国保の自営業者（個人事業主）も傷病手当の対象になるよう町として対策をというふうに求めたいと思います。

先日、5月21日のわが町の臨時議会でも条例改正が行われましたが、全額、国庫負担で国保の傷病手当を支給する制度が実現したことは、日本の皆保険制度史上、画期的な前進であります。この法改正の中で政府は、国保に加入する被用者、つまり給料をもらっている人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、傷病手当として全額支給することを決定しています。

しかし、問題は対象が被用者に限るというふうになっている点です。国保に加入している自営業者が対象から除外されており、現行の国の制度では、自営業者が傷病手当の対象になっていません。厚労省は傷病手当は、給与に対する所得補償という考え方に基づいていること、自営業者の所得を正確に把握することが難しいことなどを理由に挙げていますが、自営業者もウイルス感染により所得を失い、生活の糧としての傷病手当が必要なことは、被用者と同様であることは言うまでもないことです。

また自営業者の所得は、確定申告で明らかであり、休業期間で割り戻せば補償は可能です。実際に新型コロナによる学校一斉休業要請に伴って新設された特別休暇の助成制度では、休業補償の対象にフリーランスも含めています。

本来ならば国の責任で、全額国庫負担で自営業者の傷病手当を支給するべきですが、現状はまだそれが実現されていません。

しかし、ウイルス感染は待ってくれないのも現実です。

そこでわが町として、①町独自で予算化して条例を改正し、町民を救える体制、制度を作っておく。②町として国に対し、早期の法整備と予算措置を行うよう求める。この2点を実施していただくよう町に求めたいと思います。

3月26日に開かれた参議院厚労委員会で、日本共産党の倉林明子参議院議員がこの問題を取り上げた際、厚労省は自営業者への対象拡大は、自治体の上乗せは可能、つまり自治体が判断すればできますよというふうに答弁しています。

現在、まだ国の直接的な財源支援はありませんが、補正予算で提案されている、もう通りましたけども、臨時特別交付金などを活用して町として上乗せするよう、対象拡大するよう求めたいと思います。

3点具体的に述べます。早急な条例改正が必要です。これにはその理由として厚労省が1月から9月までの財政補償を国が行うことや遡っての適用も可能にしているためです。

2つ目は、国の補正予算成立後に臨時特別交付金を活用して財源を求めたいと思います。これも一昨日ですね、成立しておりますのでこれを使ってやってほしいということです。

それと3つ目、これ重要なんですけれども、コロナの感染症対策なんで国保税の滞納している自営業者の方おられると思います。非常に厳しい状況の中で。そういう方をですね、給付対象から除外するようなペナルティは課さないでほしいということを3点目に申し上げたいと思います。

町の答弁、まず町として必要と考えているか、それともこれは不必要だと考えているかという点でお聞きしたいと思います。答弁求めます。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

福本耕太議員のご質問にお答えいたします。

まず、問いとしてありました、町として必要と考えているか、不必要と考えているかというご質問でございますが、不必要とは考えておりません。

また、福本議員のご質問全体でございますけれども、まず傷病手当金、被用者に対して支給するようになっておりますが、傷病手当金につきましては国民健康保険制度の下では任意給付とされております。保険者が財政的に余裕がある場合等に条例を制定して実施することができるものとされておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、国民健康保険制度の傷病手当金につきまして、国が緊急的、特例的な財政支援措置を行うこととなり、当町におきましても、先ほど福本議員もおっしゃったとおり 5 月臨時議会で、条例の一部改正及び予算措置を行い、実施に向けた準備が整ったところでございます。

なお、先ほどご質問の中にございました国民健康保険税の滞納により不支給決定等につきましては想定はしておりません。しておりませんが、現在の条例上では支給対象者につきましては被用者に限定しておりまして、今のところ、個人事業主、議員のおっしゃる自営業者は支給対象とはなっておりません。

先ほど申し上げました、傷病手当金に係る財政支援措置につきましても被用者分のみが国としては、対象としていただいているところです。県内の他市町の状況も調べさせていただいたところ、当町と同様であり、国の見解、財政支援措置等を踏まえた上で現時点では、対象者を被用者に限っていると聞いております。

また、福本議員のおっしゃる地方創生臨時特別交付金につきましては、現時点では、町独自の傷病手当金の財源には充てられるようにはなっておりません。

しかしながら、当町といたしましても繰り返しになりますが、さらなる新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起こった場合、自営業者への所得補償については、検討する必要があると考えております。

現在、全国の町村会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を取りまとめしているところです。先日、意見照会がございましたので、財政支援措置の個人事業主に対する拡充を追加していただきますようお願いしております。

なお、市長会、全国の市長会におきましても同様の意見が出されたようにも聞いております。

今後も、感染拡大状況を注視しつつ、福本議員のおっしゃるように、さまざまな機会を捉えて国等に対しまして、財政支援措置の拡大をまずもって求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

変わる対策を考えているということと、それから国に対して求めていくという答弁がありました。非常に大切な答弁だと思います。香川県の中で実施している自治体は今のところないということ、そのとおりなんですけど、課長にはお渡ししてますけど、実施している自治体を一つ紹介しておきたいと思います。

岐阜県の飛騨市と鳥取県の岩美町というところですかね、そう読んでいいんでしょうか。ちょっと分からないですけど。両自治体とも前年度の事業所得を365日で割った1日分の3分の2の額を支給してます。支給要件は、被用者向けの傷病手当金と同じ。飛騨市では一般会計からの繰り入れで行っています。岩美町では国からの臨時交付金の活用とそれから一般会計からの繰り入れ、両方の財源としております。実質ですね、今、課長、必要と考えていると、必要でないとは思ってないですよという答弁をされましたんで、実現に向けて進めていただきというふうに思いますし、あらゆる知恵を使っただけたらというふうに思います。

実質、まだ今のところはそういう方出ておりません。出られたときに、生活をどう支えるかというのは先に制度を作っておかないと。で、これ、さっきも言いましたが、制度を作るためには条例を改正も必要だったりだとか、結構時間がかかりますね。ですので先手先手を打って、住民の暮らし、生業を守ってほしいと思います。引き続きこれを求めていきたいというふうに思います。

では、次の質問に入りたいと思います。学校再開にあたって、子どもたちの学び、そして心身のケア、安全の保障を求めるということで質問したいと思います。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から小中学校が3ヵ月ぶりに再開しました。長期の休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変に深刻です。新型コロナ感染から子どもと教職員の健康と命をどう守っていくかは重要な課題であります。こうした問題を解決していく上で、いくつかのポイントごとに考えていきたいと思います。

1つ目は学習の遅れと格差の拡大に対してです。この間の政府の通知には、児童生徒の負担が過度とならないように配慮するや学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次々学年に移して教育課程を編成する、学習活動の重点化など学習指導要領の弾力化につながる要素が見られる一方で、夏休みの削減や土曜日授業を求めるなど問題点もあります。通年どおり授業をしようと、土曜日授業や夏休みや学校行事の大幅削減、また7時間授業などで授業を詰め込むやり方では、子どもたちに新たなストレスをも

たらし、子どもの成長を歪める、学力格差をさらに広げることになりかねません。

子どもたちをゆったりと受け止めながら、学びと共に人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要だと考えます。こうした柔軟な教育は、子どもを直接知っている学校現場の創意工夫を保障してこそ実施することができます。そこで教育委員会の基本的な考え方、認識を問いたいと思います。

学習の遅れと格差、大きな不安とストレスという子どもの実態から出発した学校現場の創意工夫と自主性を保障すること、学習指導要領の弾力化に踏み込む柔軟な姿勢が教育委員会には求められていると思いますが、町教委の基本認識を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

福本議員さんのご質問にお答えしたいと思います。新型コロナウイルス感染症、この影響で長期の休校をこれをしていただきました。子どもたちにとっては本当に生活がいつもと違うという状況の中で、やっぱり授業であったり、また家で生活をしなければならないというストレスがあったり、それは計り知れないものがあったというふうに今感じております。

これが6月の1日から通常の学校再開になりました。そのために、4月、5月あたりからですね、学校の校長に集まってもらい、この学校再開に向けての事前に子どもたちの状況をどう把握するのか、今後の学習、心身の状況や感染防止対策をどのように進めていくのかということについて、度々協議をもちました。

すなわち、子どもたちの状況を踏まえた再開にしなければならないということは前提であるというふうに考えております。その中で、国または県のほうからのさまざまな通知等を基に、教育委員会として校長会等とも相談し方針を示しました。その考え方としましては、やはりまずは子どもたちが生き生きと学校生活に戻ることから始めなくてはならないと。

そして今年度の学びを獲得することと併せて、子どもたちのふれあいや交流などを通して、よりよい人間関係、友人関係を大切にしながらそしてそれを築き、心身ともに成長を図っていきたいということを考えております。

学校での学びというのは当然、学習指導要領というものに定められておる学習に基づく。併せて、友達同士、人と人との交流、そういうものから学ぶ場であるというふうに考えられます。そういうものを元にして教育委員会としましても、今3週間ほどたっておりますけれども、今後子どもたちの実態状況、

これを十分踏まえながら、またその様子を見ながら学校とともに取り組んでみたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今教育長から、子どもの実態、現場重視ということで説明があったというふうに思います。非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

具体的にですね、土曜日の授業ですとか、夏休みの短縮ですね、学校行事の大幅な削減や 7 時間授業によってですね、物理的にやっぱり子どもたちにストレスを与えてしまうような状況があってはいけないと思うんです。で、今、土庄町教育委員会としてもそれをやらざるを得ない状況があるということで、先日通知をいただきました。

ただ、これについてどのぐらい柔軟な対応をね、していくのかつていった部分については、文書の中にはちょっと書かれてなかったんで、そのあたり柔軟性、どこまで柔軟性を持ってやるのかということら辺ありましたら、ありましたらというか、具体的に教えていただきたいと
思います。

○議長（濱野良一君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

はい、例年と違う夏休みを短くさせていただきます。そして 7 時間授業をさせていただきますというようなことを通知もさせていただきます。

ただですね、7 時間授業をする、また夏休みを短くして授業をする、それは教科の授業を完璧にやるために全て使うわけではないんです。子どもたちには、一日の生活の中でやっぱりめりはりがいるんですね。授業も大事です。教科の授業も大事です。それと違う例えば、生徒会であったりとか学級会であったりとか、子ども同士が活動するような時間も 7 時間の中に、また夏休みの授業日の中にも設定しておるんです。1 時間目から 7 時間目まで例えば中学校で 5 教科の授業を全部毎日やる、それはとてもじゃないですけども、子どもたちにとってはものすごい負担です。そういうことは考えておりません。そういうことを学校のほうにもお願ひをし、また学校のほうも当然そういうことは認識をしておりますんで、元々そういうような状況にならないように考えております。

また、一般的に 7 時間授業というと月曜日から金曜日まで毎日かと言われるんですけども、そうじゃありません。学年にもよりますし、またその子どもの実態にもよりますんで、例えば小学校 1 年生、2 年生、7 時間する。これ無茶苦茶です。そういうことはやりません。もう少し高学年になって小学校であれ

ば週に2回ほど、また中学校であれば週に4回ぐらいやりたいとは言いますが、けれども、これも今後の子どもの様子によっては変更もしていくと聞いております。

また夏休みにつきましても、今回短くさせていただくわけですが、これも子どもたちがずっと休んでおった、またその間に、4月、5月本来であれば学校が始まっておる時期に人間関係、友達関係、学級ができあがっていく時点が遅れました。6月になりました。

そして今やっと子どもたちが学級の中で、学級という集団が出来上がりつつあります。これをやっぱり早く作り上げていくためには夏休みを少し短くし、本来であれば7月の20日、1学期終わりますけども、7月の末までにする。

また短くして8月の18日から学校を再開させてもらいますけれども、そのときに、そういうような人間関係であったりとか生活習慣であったりとか、やっぱりそれ相応の学年に応じた取り組み、発達、成長を促していきたいということをおっしゃっております。

したがって、決して額面上、もうそのとおり今から3月までやります、ということはこれは考えておりませんし、子どもの様子をしっかりと見てやっていかななくてはならないということは、教育委員会も学校も両方とも同じ認識の基に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

よく分かりました。今、ポストコロナ、アフターコロナという言葉が言われておりますけれども、コロナに限らずやはり人類における感染症という病気がですね、いつ何時、どのように来るか、また自然災害もあります。今までやってきたことがですね、これから先も、コロナ以降も同じことを続けていくとか、元に戻るとかということではもうできないということが明らかになってきております。社会形態やそれから日常生活様式を変えていかなければならないというところで、教育委員会もご苦労はされると思うんですけども、やはり言われたところの柱としてですね、特に学校の現場の創意工夫を保障すること、それに基づいてですね、変更もありうる、しっかり見ていくというところで、進めていただきたいと思います。

2つ目の質問に入りたいと思います。感染防止の3つの基本、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いのうちの1つ目、身体的距離を確保する上でですね、これまでの1クラスの人数、定員ですけども、それに合致したものになっているのでしょうか。そこを問いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員の質問のクラスの人数なんですが、1クラスの子どもの人数につきましては、現在教室の確保が難しいことから通常の数で授業を行っております。

ただしですね、それぞれの個々の机を離したり、グループ学習のような向かい合わせにならないように配慮して、感染防止対策を徹底するように学校側には指導をしております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

すみません、通常の数っていう数ですね、定員、人数、教えてください。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

通常の数というのは、クラスの本来の数という意味です。40人ですから、例えば土庄小学校でしたら大体30人から35人ぐらいのクラスになるかと思えます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、しきりに言われてますのがですね、1クラス20人程度が一番望ましいんじゃないかと。学校の大きさ、40人学級用に作られている学校の教室でですね、少人数学級にしているその基準が大体20人、アメリカやよそのヨーロッパなんかでも、ヨーロッパもっと少ないですけど元々、20人以下にしていけることが重要だということが言われております。その中で土庄小学校の場合、それから土庄中学校の場合、空き教室っていうのはまずあるんでしょうか。そういう分散させていけることも考えた上で伺いたいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

空き教室と言いますか、特別教室、例えば図工室とか音楽室とか、そういうふうに通常の授業とは違う、そういう授業をするときだけに入る教室というのはあるんですが、例えば土庄小学校でしたら、通常のクラス1年生から6年生で17クラスあります。ですからそれを例えば分散登校してたときのように半分の人数で授業をするすると、また17クラスがいます。でもそれだけの教室は、今はないということです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

物理的に教室がないということですけども、これ一つ私は思うのは合併の弊害が出てるんじゃないかなと。教室が余ってもですね、それぞれ小豆島町なんかだったら学校が4つ残ってますね。4つですかね、残ってて、空き教室がよけあって、今、分散授業をやったりとかする中で、1クラス20人以下になったりとか、そういうこと、すみません、小豆島町具体的に分かんですけど、他の町やったらね、そうやって分散させてやったりとかもしております。少人数にできるような対策が具体的なあれがありましたら、また考えていけないと思いますし、それと併せてですね、やはりこれ全国で進めていくためには、教員の数が圧倒的に不足しているという状況がありまして、日本共産党としましても、今、国に対してですね、教員の数を増やせということで求めています。そういった措置のですね、全体として進めていけないとやはり難しいと思いますけども、教育委員会としてもですね、ぜひ国に対して教員を増やせという声をあげていただきたいと思います。これについては質問しませんので、答弁は結構です。

次の質問に入ります。あ、これ答えてもらったんですね。身体的距離が近い場合、どんな対応を取っているかというの答えてもらってますね。はい。すみません、はい、これについてはさっきあれしましたんで、あとの質問で終わりたいと思います。ありがとうございました。

次にですね、町営住宅の増設充実という点で質問したいと思います。このコロナウイルス感染症が起こる以前ですね、土庄町は町営住宅の長寿命化ということでですね、使える、使えるというか、青門ヶ丘住宅とかですね、それから大木戸住宅とかについては、改修することによって長寿命化を図るということをやりながら、一方でですね、古くなっている町営住宅についてはもう削減していくと。もう直すんじゃなくて削減していくという方針を取ってこられたと思います。廃止、削減ですね。これがですね、やっぱりコロナウイルス感染症が出てから、もし起きた場合、そういう方が出られた場合にですね、どうするのかということが課題と今なってきております。まさにポストコロナの問題であるんですけども、香川県はですね、県営住宅とかですね、それからまあ国のほうも促進住宅もそうなんだと思うんですけど、もし感染した人がおられて、あ、すみません。このコロナウイルスによってですね、所得を失って、家を失ったりとかした人に対しては、貸し出すというような対策を取ってるんですね。

ただ、わが町においては県営住宅がないんです。その上で町営住宅にですね、余裕がなければですね、そういった方が実質出られたときに土庄では住めない

ということになってくると思うんですよ。その上でですね、今までの廃止削減という町営住宅の方針からですね、増設、充実っていう方針にですね、転換するよう求めたいと思っております。それについて、町の答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町営住宅の管理戸数は、平成25年2月に策定しました先ほどありました土庄町営住宅長寿命化計画（平成24年度から令和4年度）において、目標管理戸数を検討しておりまして、本計画に沿って個別改善等を行っております。

現在、大木戸住宅改修事業のために6戸の空き室をしておりまして、この空き室につきましては、令和3年度計画の大木戸住宅T-2棟の内部改修が終わりましたら、随時募集をする予定にしております。

まず、この長寿命化計画に基づきまして、将来にわたり住戸を維持管理することが不相当と判断されたものについては用途廃止しておりますが、必要な住戸につきましては、機能をより充実させ維持管理していきたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、必要な住宅に対しては、維持管理していきたいというふうにおっしゃったと思うんですけども、これはコロナウイルスによって今までと違う状況が生まれて必要となってきた場合当然充実をしていくと、残していくという意味でおっしゃられたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

先ほどもありました長寿命化計画令和4年までの計画でありますので、そのときにまた計画を変えていくということになりますので、そのときに必要管理戸数とかそういうものにつきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

計画が、廃止削減の計画が令和4年までということですけど、令和2年に起

きとんです、コロナウイルスの感染症というのは。

だからやっぱりそこは令和 4 年まで待つんじゃないんですね、今の状況に合わせて、すぐ方針の改善、転換をですね、していくという決断が必要だと思うんですけども、町長にこれちょっとお伺いしたいんですけど、どうでしょうか。令和 4 年まで待つ必要あると思いますか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本耕太議員の質問にお答えしますが、令和 4 年まで待つ必要があるのかどうかということですよ。当然新型コロナウイルス、突然にああいう新型コロナウイルスが出たわけでございますけども、当然土庄町においては結構民間の方のアパート経営であつたりだとかいろいろあります。そのあたりも注視してですね、当然ここでどうしても必要だと判断すれば、当然維持しながらまた増やすということは可能だと思いますけども、民業圧迫にならないようなことも考えながらですね、やる必要があるのかなとは思っております。令和 4 年までの目標管理戸数については、そのまま維持していくという考えでおります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ちょっと私の質問のときの説明の仕方が悪かったのかもしれないんですけど、コロナウイルスによって所得を失い、家を失った人たちに対して、今香川県は県営住宅をあれしてますね、貸し出しております。そういう対策がないから、土庄町の場合は。だから土庄町独自としてそういう対策をとらなければならない。つまり民業圧迫とかいう話と違ごて、お金があるんだったらお金払って借りるんですよ。でもそういうお金がないと。民業で借りられないというふうになってる人たちをどう救うかという議論の中で、今、令和 4 年までの今までのやり方ではもう通用しなくなっているんじゃないか、そこはすぐに切り替えて、そういう人たちのために救済措置のためのお家をちゃんと確保しておくことが必要なんじゃないですかという質問なんです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本耕太議員の質問にお答えします。

そういう場合はですね、最近大災害が起きたら、すぐ建てれる住宅ありますよね。ああいったのも活用するという手もありますので、もしそういうことになって、低所得者でコロナウイルスで、仕事もなくなった、どうしようもない

という方が現れたら、そういうハウスを活用する手っていうのもあると思いますので、そのあたりは建設課の濱口課長に聞きながらですね、そういう住宅を建てるというのも一つかなとは思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

柔軟な対応をしていただきたいと思います。そういう方が救われるということが一番大切なのでお願いしたいと思います。

次にですね、町営住宅の入居者の決定ですけれども、今、抽選なんですよね。ガラガラポンの抽選なんですけれども、基本的に町営住宅っていうのは生活困窮者や低所得者のために作られている施設なので、やっぱりガラガラポンの抽選じゃなくてですね、その人たちの状況に合わせて、今本当に必要としている人たちの基準を作って入れるような、優先されるような基準ですね、制度に改善していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、答弁求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

先ほどありましたように町営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために優良な住宅を供給するものでありますので、条例において入居資格の所得は一定額以下と決められておりますので、入居申込の際には所得が基準以上の方はお断りしております。

また、去年1年間の申込み実績は、7戸募集に対しまして20件の応募がありまして、平均約2.85倍でありました。応募の世帯の状況は、高齢者一人暮らしとか、高齢者夫婦、ひとり親、子育て世帯でありまして、このように同様の条件の方を優先的に入居することは難しいと思われませんが、ご指摘がありましたように低所得者の方や高齢者、障害者の方等につきましては、優先的に入居できるような選考方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

すばらしい答弁ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後にですね、今、滞納があったら町営住宅入れないんですよね。だけど、滞納が、町県民税とか滞納があってもですね、まず入ってですね、生活改善をして、その中で税金をきちんと払っていけるような形に町営住宅を変えていただきたい。まず入れる、滞納があっても入れるように状況を改善していただき

たいと思いますけども、その規制撤廃していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

町営住宅は管内の実情に応じて条例で入居要件を定めることができ、また県下で税の滞納者の規定を撤廃している自治体は現在のところありません。

しかしながら税金を滞納されているご事情もさまざまでありましょうから、滞納整理について関係部署と連携しながら、対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ぜひ検討していただいてですね、入りやすい町営住宅にしていいただきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。再開は1時45分を予定しておりますのでよろしく願いいたします。

休 憩 午後0時36分

再 開 午後1時45分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第7号）

- 議長（濱野良一君）
日程第3、議案第1号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
2番 鈴木美香君。

- 2番（鈴木美香君）
二酸化炭素排出抑制対策事業の中のドローンの事業については、以前から反対しており、また、たとえ少額といってもコロナで支出がかさむなか、今支出するべきではないと思うので反対します。

- 議長（濱野良一君）
賛成討論の発言を許します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
4番 三木俊明君。

- 4番（三木俊明君）
4番三木です。一般会計補正予算第3号は、各常任委員会に付託され十分審議され承認されたものであり、鈴木議員のご指摘のドローンにつきましても、今年度の重要施策の一つであると思われますので、賛成いたします。

- 議長（濱野良一君）
他に討論はありませんか。
（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
8番 福本耕太君。

- 8番（福本耕太君）
二酸化炭素排出抑制対策事業、太陽光発電設備設置工事に対して反対をいた

します。この事業は、防災対策のドローンを充電するために太陽光発電を町内各所に設置する事業で総額 3 億 4,000 万円、町独自の負担は 4,000 万円の大型公共事業です。

しかしそれにも関わらず、計画の説明が不十分なままです。町長は、5 年から 10 年程度で採算が取れると言いますが、それを示す計画書はいまだに示されておられません。審議が不十分な計画に対し、賛成することはできません。その立場から反対を表明します。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

ただいまの太陽光発電についての反対ですが、教育民生常任委員会に付託された議案であり、その委員会の中で反対意見もなく賛成多数で承認されたため賛成といたします。

○議長（濱野良一君）

他にありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 2 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第3号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第4号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

- 議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）
日程第7、議案第5号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）
日程第8、議案第6号 土庄町新・健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第9、議案第7号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第9号、議案第10号）

○議長（濱野良一君）

日程第10、議案第9号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第4号）から日程第11、議案第10号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして説明をさせて

いただきます。追加議案書の1ページをお開き下さい。

議案第9号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際に説明いたします。歳出としまして、6ページ、7ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の総務事務費11万円は、訴訟案件着手金として田代顧問弁護士への訴訟行為委託料11万円でございます。

続きまして、10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費の小学校スクールバス運行事業555万円は、5月15日にスクールバス購入の入札を実施した結果、不落となりました。そこで、予算の不足額555万円を計上するものであります。以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、財政調整基金繰入金を充当いたします。1ページにお戻りください。

今回の補正額は、566万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと122億8428万7千円となります。次に9ページをお開きください。審議資料につきましては、同じ議案書の10ページから14ページになります。

議案第10号 工事請負契約の締結については、土庄町地域の防災、減災と低炭素化を同時実現する、自律分散型エネルギー設備等導入推進事業、太陽光発電設備設置工事について、入札後審査型制限付き一般競争入札の結果、契約金額2億6,994万円で島根電工株式会社 出雲支店 支店長 竹内房雄と工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第9号、議案第10号）

○議長（濱野良一君）

ただいま、説明のありました議案第9号から議案第10号について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第9号から議案第10号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第9号、議案第10号）

- 議長（濱野良一君）
日程第10、議案第9号 令和2年度土庄町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第9号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）
日程第11、議案第10号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
2番 鈴木美香君。
- 2番（鈴木美香君）
こちらもドローンに関わる事業なので、先ほどと一緒にドローン事業を反対しているの反対します。
- 議長（濱野良一君）
賛成討論の発言を許します。
4番 三木俊明君。
- 4番（三木俊明君）
4番三木です。重要施策でありますので、賛成いたします。
- 議長（濱野良一君）
他に討論はありませんか。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
8番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい、こちらも審議が不十分な議案です。予算に対して反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

この件につきましては、当初予算で組まれており、この流れで工事請負契約を結んだものなため賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。再開は、議会運営委員会終了後即時とさせていただきます。

休 憩 午後 1 時 57 分

再 開 午後 2 時 11 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会運営委員会委員長報告

- 議長（濱野良一君）

先ほど議会運営委員会を開催し、今後の議会運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果につきまして委員長からご報告お願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

- 議会運営委員長（川本貴也君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は先ほど、委員会室におきまして議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

先ほど、福本耕太議員より、発議第 1 号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案が、また岡野能之議員より発議第 2 号 三枝邦彦町長に対する問責決議案が提出されました。

本日これからの会議の進め方ですが、これを追加第 1 及び追加第 2 として日程に追加し、全体会議で質疑、討論、採決を行う予定としております。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

議事日程 第 2 号追加 1

別紙のとおり

令和2年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号追加1）

令和2年6月19日(金曜日)午前9時30分 開議

追加第1 発議第1号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案

追加第2 発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長よりご報告のあったとおりでございます。

お諮りいたします。

発議第1号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案及び発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案を日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案を追加第1として、発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案を追加第2として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

三枝邦彦町長に対する不信任決議（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

日程追加第1、発議第1号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

三枝町長の不信任決議案を提出いたします。

提案理由は2つです。

提案理由の①町長職、公職者の自己破産は社会的責任、道義的責任が重大であり、町長として信任できないので辞職すべきである。法律では、自己破産により国民の選挙権及び被選挙権が失われることはありません。

しかし、公職に就いている町長の自己破産は社会的、道義的責任が当然、問われるものであります。

具体的に述べると、町長は、一般人とは異なり町の財産を管理する責任があり、また町民の財産を守るべき立場にあります。そのような人物が自己破産による債務不履行で大損害を関係住民に与えながら、公務を健全に遂行していくことなどできるはずはありません。

三枝町長は、その職における社会的、道義的責任の重さを自覚し、速やかに辞職されることを提案いたします。

また、提案者は三枝邦彦氏を町長として信任しないことを、ここに通告をい

たします。

提案理由の②固定資産税の滞納を欠損処理されるまで放置したこと。これに関連して町議会議員、公人でありながら税務課の納税相談に応じず時効延長を妨害したこと。さらに、町長就任後、議会での要請があったにも関わらずこの事件の真相解明を一切行っていないことは、重大な町民に対する背信行為であります。

具体的に述べると、三枝邦彦氏町長は、土庄町議会議員であった2004年度から2008年度分の固定資産税約1790万円の滞納を、時効5年が経過し町当局が欠損処理するまで放置しました。この間、税務課からの納税相談の要請に三枝邦彦氏は、応じず逃げ回っています。さらに、三枝邦彦氏は町長になった後、議会で行政の長として、自身が起こしたこの事件の真相究明と情報開示を行うよう求められていたにも関わらず、この6年間一切それを行っておりません。

議員時代にこうした事件を起こし、町長になった後も公職の責任でもある調査を行ってこなかった責任は重大であります。責任の重さを自覚し、三枝邦彦氏は町長職を速やかに辞職されることを提案いたします。

また提案者は、三枝邦彦氏を町長として信任しないことをここに通告いたします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

発議第1号に対する質疑

○議長（濱野良一君）

ただいま、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

11番 木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

11番木場でございます。

反対討論を行いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

違います。質疑でございます。

○11番（木場隆司君）

質疑、あ、すいません。

○議長（濱野良一君）

却下で。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

はい、3点質問させていただきます。

現在職員が通常業務に加え新型コロナウイルス感染症拡大防止、また経済対策により業務が重なっている状況の中、不信任案が可決した場合、町長の辞職または解散による選挙が行われると思います。そのことによって、町政運営に空白が生じることになるとおぼやかれます。そうした場合、町民が納得するような行政運営ができるかどうか考えてるかどうか聞かせてください。

2点目。空白期間の町政運営について、二元代表制の一つを担う議会としての責任はどのように考えているのかお聞かせください。

3点目。不信任案を出す前にまずもって町長自らがどのような責任の取り方を行うかどうか問うことは考えていないのかお聞かせください。

以上3点でございます。

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

岡野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、町長がいなくなった後どうなのかという話でございますけれども、今回についてはですね、町長が辞職するにあたってのその理由を述べさせていただいたこととなりますので、その後についてはその政治的ないろんな理由が、ことが起こってくると思いますので、それはちょっと答えるものではないかなというふうに思っております。

それと議会の責任についてどう考えるかということでもありますけれども、すみません、ちょっとこれもう一度おっしゃっていただいてよろしいでしょうか。どこの部分での議会の責任ということをおっしゃっているのかよく分からなかったもので、申し訳ございません。議長、よろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

よろしいですか。

1点目と重なるんですけど、空白の場合、議会が次の町長、ないし行政運営を

任せられる者をとという考え方にならないといけないと思うんでそこら辺は考えているのかどうかお聞かせください。

○8 番（福本耕太君）

町長が例えば辞職した場合であれば、その代行として総務課長とか企画課長とかがその代行を次の選挙で町長が決まるまで担うというものだというふうに認識しております。それでよろしいでしょうか。答えになってますでしょうか。いいですか。はい。

3 番目なんですけれども、町長の責任を、すみません、もう 1 回お願いします。

○議長（濱野良一君）

岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

はい。不信任案の前にですね、まずもって町長がどのような責任の取り方をするか、町長自身の考えはどういうことなのかという問うような形は取れないのかというような質問でございます。

○8 番（福本耕太君）

はい、分かりました。

これまで町長が自己破産の手続きを開始して、それが官報ですかね、載った後にですね、全員協議会を開いて各議員で質問いろいろしたと思うんです。その中で一定の町長の考え方というのは出ると私は認識してます。基本的に町長自身が法律で選挙権、被選挙権は失わないということだから続けるというふうにおっしゃってる。

だから私としては、その面では、反省、住民に対する影響っていうことについては考えておられないと思っております。全協の中で、出された話で十分、それ以上のことは、もう追及しても一緒かなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

他に質疑はございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 三枝邦彦町長に対する不信任決議案について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

11 番 木場隆司君。

○11 番 (木場隆司君)

11 番木場でございます。

先ほどは失礼しました。

反対討論を行いたいと思います。町長が今回、自己破産手続きを開始したことの道義的責任というのは当然あると思いますが、今新型コロナウイルス感染症により、医療や経済、人々の暮らしに大きな影響が出ており、住民の命と暮らしを守る支援を早く適切に行わなければならない重要な時期であります。

このような状況の中、町長に不信任を突きつけるということは、町政にさらなる混乱を与えかねないことになることから不信任決議を反対いたします。

○議長 (濱野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

2 番 鈴木美香君。

○2 番 (鈴木美香君)

2 番鈴木です。

不信任決議案に賛成します。

6 年前にも町長就任当初に、固定資産税約 1,790 万円の滞納分を支払わず、欠損処理をし、その折にも町民に対しなぜそうなったかの説明責任も果たさず、うやむやのまま今日までできました。

そしてまた今度は、自己破産が発覚。いくら法的には問題がないとは言え、町の長である人が、自分の関係している人たちに大きな損害を与えたまま、何より自己の財産を管理できない人物に 13,000 人の町民の命や財産を守れるのか疑わざるを得ません。

また、町の長の不名誉な事態に町民、議会、職員に何らの不利益はないとは思えず、そして 2 度も金銭にまつわる不祥事を起こした人を信用のしようがありません。人としてはもちろん、政治家としてより一層の信用が必要と思われます。

以上の理由で、不信任案に賛成です。

○議長 (濱野良一君)

他に討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

1 番茂木です。

本議案に反対して、反対の立場から意見を述べたいと思います。

私の元にも土庄町の行政職の長である町長が破産したという個人的な問題ではありますが、前代未聞の事案について恥ずかしい、辞めさせてほしいという住民の悲痛な声も多数届いています。その住民感情は、非常によく分かります。

そして、不信任案を提案せんとする提案者の問題意識ももつともであると共感する部分もあります。

また、町長の今日に至るまでの町民と議会への説明不足に対して、そしてその姿勢に対して、町長を擁護する気持ちはありません。

けれども私は、不信任決議案の提出については、現時点では慎重に判断すべきであろうと考えます。その理由を述べます。そもそも破産した場合、国内の各種法令において破産者の資格制限が定められています。例えば、市町村の合併の特例に関する法律という法律があります。この中では市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域、地域自治区というものがあります。この地域自治区の区長については、破産した人はなることができません。このことをどのように捉えるか。

また、農業委員会の委員になることも制限されます。商工会の会員になることも制限されます。

そして、教育委員会の委員になることも制限されます。ということは、仮に教育長が破産した場合、教育委員会に入れないということもあり得るということです。

このような中、自治体の首長職について破産したとしても欠格事由にはあたらないとされているのが現状だと思います。欠格事由にあたらない、このことをどのように解釈するのか、問題がないと捉えるのか、それとも規約自体が存在せず破産という事態を想定していないと捉えるのか、現存する規則などでは明確に決まっていますが、この事案で町民の信頼をある一定損なっているのは確かです。

議員は住民の民意を背負っています。他方で町長は住民の信任を得て、当選しています。議員が不信任案を提出するということは、町長を支持する民意を否定するものでもあります。この前代未聞の事例について、土庄町民は、議員は、町長は、どのように対処するのか、土庄町の民主主義が問われているのではないのでしょうか。

私の意見を述べます。破産法自体の根底に流れている理念は、仮に破産した

としても個人は人生を再スタートできるべきであるという善意だと思います。それにのっとるのであれば、町長にも釈明の余地、再スタートできる余地を残しながら、慎重に議論を進めるべきだと考えます。何よりも大切なのは、町長ご自身の誠意を町民の皆さまに伝わる形でいかに示すかだと思います。

まずは、土庄町民に対して事実関係を広く周知すること。町長から自主的に謝罪や説明の機会を用意されるのが順当であろうと思います。例えば、可及的速やかに各公民館での住民説明会を開催するなどできることはまだあると思います。それでもなお、町長が議会からの指摘を無視し続けるならば、その姿勢を受けて議員と住民がさらに追及をするのかどうか判断し、行動すればよいと考えます。議員は、辞職勧告案を提出することも検討できます。住民は、陳情や請願権を行使することもできます。議会が民意を反映していないのであれば、直接請求権を行使し、町長に対してリコールの署名運動も町内で起こってくるはずです。法治国家として私は、このようなプロセスを踏むべきだと思います。

以上の立場から不信任案は現時点では時期尚早と考え、問責決議が相当と私は考えます。

本議案に関しては、反対という立場から意見を述べました。以上です。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより起立により採決いたします。

なお、本案については、地方自治法第 178 条の規定により議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意を必要とする特別多数議決となります。この特別多数議決の場合、議長にも表決権があることを申し添えます。

ただいまの出席議員は、12 名であります。その 4 分の 3 は、9 名であります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（濱野良一君）

起立 2 名で 4 分の 3 未満であります。

よって、本案は、否決されました。

三枝邦彦町長に対する問責決議（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程追加第2、発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

はい、発議第2号 三枝邦彦町長に対する問責決議案でございます。

土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものがあります。お手元に配布しておられます決議文を読み上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

三枝邦彦町長に対する問責決議。三枝町長は、新型コロナウイルス感染拡大により、町民が医療、福祉、経済、教育などに不安を抱え、混乱している中、自己破産手続きを開始し、その事実を報道等で突如として知らされた町民に更なる不安を与えている。そして町民からは、町長に対する不信感や道義的責任を問う声も上がっている。

言うまでもなく、町長は町政の最高責任者であり、町民と信頼関係の上に立って、より良い町づくりへ向けた舵取りをしていく重大な責務がある。

町長は自己破産手続きを開始した理由を、コロナ対策も含め、行政運営に専念するためと述べているが、まずもって今回の件に関して、町長自身が町民に対し誠実に説明をし、不安や混乱を抱かせたことへの謝罪をするべきであった。

また、町長は報道の中で、個人の問題なので、町政への影響はまったくないと述べた。確かに自己破産は法で定められた手続きであり、それ自体によって失職するものではない。

しかし、自己破産した町長に、安心して町政運営を委ねられるのかどうかという町民の懸念が生じるのは当然の事である。

そして、自己破産が確定した場合には連帯保証人や債権者、その他関係者に多大な負担を負わせるという事実は、行政全体の信用失墜にも繋がる。

町長に対する不信感は町政への信頼を損なうとともに、土庄町の印象を低下させるものであり、町民の信頼を失ったままでは健全な町政運営を行うことはできず、このような状態は早急に解消しなければならない。

よって、三枝町長の責任を問い、猛省を強く促すとともに、町民への信頼を早期に回復すべき行動することを求めて問責決議とする。

以上よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

発議第2号に対する質疑

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第2号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

質疑を行います。

先ほど茂木議員のほうからですね、自己破産した人を社会復帰することを認めている、それを前提としているという話があったんですけども、一般の方の社会復帰の場合は当然そうだと思うんですね。

だけど、町長が町長職を持ちながら町長職として社会復帰するということがですね、認められるのかどうかという点が私1つ大きな疑問となっております。そこでそれを踏まえてですね、岡野議員にご質問したいと思うんですけども、たとえばですね、町長が誠実に説明して猛省をしたとしてもですね、自己破産したという事実が変わることはないんですよ。自己破産という事実が変わることがないもとのですね、一体、町長に何をどんな責任を問おうとしているのか。そこをちょっと教えていただきたいというか、聞きたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えいたします。

町長の責任の取り方というふうに関しましては、先ほどの提出書類の内容、また、私の質問の中でもあったように町長自らがどのような責任の取り方をするかというところを問いたすために、問責決議を出させていただきました。よろしいですか。

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、町長がどういう判断を取るのかということについてはですね、不信任案でも辞職するか、それとも議会を解散するか選べることになっておりますので、そこは答えがはっきりすると思うんですけど、問責でなければ問えないということは、一体、何があるのかと思うんですけど。というのは、全協でね、

いろいろ各議員が質問したりとかしたんですけど、確信的な部分が出てこないんです。そこがやっぱりこの問責でストップしてしまったんでは、議会の中でね、いかなのでないかなというふうに思うんで、そこをちょっと問いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

はい、福本議員の再質問にお答えします。

先ほども述べましたように、町長が自らの責任をどう取るかというところをまずもって私は感じたい。それと先ほど、茂木議員の反対討論の中にもありましたように私の元にもやはり不安を抱いているような声も多く上がっております。それは私も理解しますが、ただ全ての民意がそうかどうかというところが、まだ広まっていない状況だと私は判断しておりますので問責決議とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

他にございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

町長の自己破産の手続き開始が3月11日で、報道されたのが3月24日、4ヵ月も経っているんですね。こちらの岡野議員のでは、町民への信頼を早期に回復するべく行動することって書かれてるんですが、もう4ヵ月経っているのご本人が動くべきだと思います。なぜ、4ヵ月も経っているのに今から行動をするっていうのを言ってるのかなというこのあたりをお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

はい、鈴木議員のご質問にお答えします。

4ヵ月経っているということは、私自身も長い間時間を要したと思っておりますが、ただ、先ほど述べましたようにまだその全ての民意がどういうふうな形で表れているかというところが、全くもって見えない。3月11日時点で4月までには多くの方が噂をされていましてけれども、それ以降あまり声を聞かないような状態になっておりますので、町民の方が関心がない、もしくは何も考えていないというようなことも考えられます。

ですから、問責決議をもって町民に知らせるという形も必要でなかろうかと

思い、この議案を出させていただきました。

○議長（濱野良一君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

何度も同じ質問になるのかも分からないんですけど、こちらでは自己破産のみを取り上げられているのですが、やはり、6年前の欠損処理もお金にまつわる不祥事なんですけれども、そのときも説明されてないんですね。なので、今回も説明されるとか行動を起こされるっていう町長が起こされるっていうふうに期待するその根拠っていうのが知りたいです。

○議長（濱野良一君）

ちょっとお待ちくださいね。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時40分

再 開 午後2時43分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

先ほどの鈴木議員の質問におかれましては、私の問責決議案の書面の中には、今読み上げたとおり、町長のなんやっつけ、税金ですか、固定資産税のことについては、述べておりませんので答えることができません。

○議長（濱野良一君）

他にございませぬか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 三枝邦彦町長に対する問責決議案について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

先ほど鈴木議員も言いましたけども、3 月 11 日に破産の手続きが始まってですね、その間この 6 月の末まで議会でも何回も質疑を行ってまいりました。その中で町長自身が住民に対してきちんと説明するという意思はありませんでした。むしろ私が感じてきたのは、問責をすればするほど無責任な答弁がたくさん出てくるということで、不信任を挙げさしていただいたという結論でございます。という点におきましてはですね、今の段階において問責ではゆるい判断じゃないかなというふうに感じております。

以上をもちまして反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 高橋正博君。

○7 番（高橋正博君）

ただいまの問責決議案に対しましての賛成討論を行いたいと思います。

今回三枝町長が町長という立場にあって、自己破産手続き開始したことで、不安や不信を感じた町民は大勢います。その責任は重く受け止めるべきだと思っております。

町政のトップとしての責任を自覚し、住民への説明責任を真摯に果たしていかなければ、信頼を取り戻すことはできません。反省の上に立って、町長はそのような姿勢、努力をするべきであると考えております。

よってこの問責決議案に賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

賛成の立場から討論いたします。

先ほど福本議員がおっしゃったように町長の責任は重大だと思います。私自身本来このような事案に対して、自ら責任をとって辞職すべきだと私も思います。

けれども町長ご自身はそうは思っておらず辞職はされません。辞職しないという意思表示をされました。

そして、法律的にも辞職をする義務は今のところありません。それに対して我々がすべきなのは、まず問責決議案を出すことだと私は思っています。

それに対してそれでもまだ町長が辞職しないとまたおっしゃる、それであれば次の7月の臨時議会で辞職勧告案を出すこと、それでもまだ辞職しないのであれば9月議会で不信任案を出すこと、そのようにしてきちっと法律にのっとり順序を進めていくべきだと考えるため賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

私も問責決議案に賛成する立場から一言申し上げます。

今回、自己破産手続きが不信任に値するものか慎重に見極めなければなりません。決して町長は、罪を犯した罪人ではありません。ただ、町民に不安を与えたことを町長に強く反省していただき、信頼回復への取り組みを議会として

求めなければなりません。

そしてそれを我々も住民へ説明していく、そういうことが今、我々議会議員としてやっていかなければならないことだと思い、今回の問責決議に賛成するものであります。

以上です。

○議長（濱野良一君）

他にございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番三木です。

皆さまと同じような考えでございます。発議第2号に賛成いたします。

三枝町長が自己破産の件で町民の信頼を失い、行政の長としての資質を問う声は大きなものがあります。通常時であれば、町長自らが何らかの決断をすべきと考えておりますが、今は新型コロナウイルス感染症の対策に迫られる非常時であります。このようなときに、政治的混乱を招き、行政運営に支障をきたすことは避けなければならないと考えております。今後は、町長自身が猛省をし、町長自らの言葉、行動で町民の信頼を得られる行政運営をしていくことを議会が厳しく監視し、履行されない場合は、次の行動に移していくということを申し添えて賛成をいたします。

○議長（濱野良一君）

他にありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和 2 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 2 時 53 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（福本耕太）

同議員（川本貴也）